

経済産業委員会議録 第八号

平成十四年四月十日(水曜日)

午前九時二分開議

出席委員

委員長 谷畠 孝君

理事 伊藤 達也君

理事 中山 成彬君

理事 田中 慶秋君

理事 達増 拓也君

伊藤信太郎君

大村 秀章君

左藤 章君

下地 館郎君

林 義郎君

増原 義剛君

松野 博一君

保岡 興治君

川端 達夫君

後藤 茂之君

松原 仁君

山田 敏雅君

漆原 豊君

福島 土田 龍司君

塩川 鉄也君

大島 令子君

宇田川 芳雄君

小此木八郎君
梶山 弘志君
阪上 善秀君
谷本 龍哉君
平井 卓也君
松島みどり君
茂木 敏充君
生方 幸夫君
北橋 健治君
中山 義活君
松本 龍君
根本 健君
都築 譲君
大森 猛君
矢島 恒夫君
西川太一郎君
同日 辞任
左藤 章君
根本 匠君
山本 明彦君
福島 土田 龍司君
大森 猛君
矢島 恒夫君
松野 博一君
都築 譲君
土田 龍司君
大森 猛君
同日 辞任
左藤 章君
根本 匠君
松野 博一君
都築 譲君
土田 龍司君
大森 猛君
補欠選任
根本 匠君
谷本 龍哉君
福島 豊君
大森 猛君
矢島 恒夫君
松 あきら君
下地 幹郎君
平沼 起夫君
大島 慶久君
下村 博文君
法務大臣政務官
経済産業大臣政務官
経済産業大臣政務官
政府特別補佐人
(公正取引委員会委員長)

政府参考人
(司法制度改革推進本部事務局次長) 松川 忠晴君
政府参考人
(法務省大臣官房司法法制) 寺田 逸郎君
政府参考人
(文部科学省大臣官房審議) 玉井日出夫君
官(政府参考人)
(文部科学省大臣官房審議) 小島日出夫君
官(政府参考人)
(文化庁長官官房審議官) 丸山 剛司君
官(政府参考人)
(経済産業省大臣官房審議) 桑田 始君
官(特許庁長官) 及川 耕造君
経済産業委員会専門員 中谷 俊明君

谷本 龍哉君
山本 明彦君

谷本 龍哉君
山本 明彦君

耕造君、司法制度改革推進本部事務局次長松川忠晴君、法務省大臣官房司法法制部長寺田逸郎君、文部科学省大臣官房審議官玉井日出夫君、文部科学省大臣官房審議官清水潔君及び文化庁長官官房審議官丸山剛司君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

同月八日

大変苦慮しました。暗い話はできないし、さりとて明るい話題もない。そういう状況の中で、皆様方も同様に思われた。まさに経済を担当する皆様方には、景気の先行きが見えないなど言えませんから、なかなか苦労されたというふうに思います。

商店街の皆さん、あるいは中小企業の皆さんと年末年始話をしながら、この国会、一月二十一日

いと思っております。
冒頭、その問題に対して所見をお伺いしたいと
思います。

律するためにはさまざまなお進路をしていかなければならぬ、そういうことは片方でやらなければなりません。せんけれども、今、塗炭の苦しみにあると言わされましたけれども、そういう実態を見きわめて努力をしていかなければならぬということを私自身も思つてゐるところであります。

苦しみがあることも御存じだと思います。ベンチャーエンタープライズもそうあります。ベンチャー企業も、実は八五年から九〇年の間に起業率と廃業率が、開業率が逆転をした。これはまさに、先進国日本の日本にとってこのことが不幸だったと思います。景気のいいときには業を起こすのが普通でありますけれども、景気が絶好調のときに、まさに開業率が逆転をした。

つまり、これは何でかというと、土地が高騰する、そういう意味ではオフィスビルもなかなか借り

りられない。そういう中で、新規産業をもくろむ人たちがなかなか思うようにならない。あるいは、

浮かれてさまざま、安易にお金が手に入るもの

い行つてしまふ。やがて、大口でしゃれいの新井の
ビジネスみたいなのに熱がそがれてきた。そして、
バーンズは胸元で、二三二、一、八、一、二、三、四、五、

ハフルが崩壊した後はスボンサーもいない。あるいは、さまざまな経済的な不況の中で巻き返しが

できない、こういう一重二重の不況があることを
御存じだと思います。

昔、シユーマッハーという人が「スマール・イズ・ジュー・ティイフレ」という本を書きました。そ

の後に彼は「宴のあとの経済学」という本を書き

ました。まさに今、長いうだけの後の後始末をやらなければならない、やつている状況だと思いま

す。
そういう中で、中小企業の人たちは、決して

うたげの中で酒も飲んでいないしごちそうにもあ
ざかつていいな。あづかつていいな、人ごとが、今

てがつていなし おでがつていなし ながせが 今
のうたげの、行儀の悪かつた人たちの後始末をし

ている、そういう状況がある。そういう中でまた政治不信がある。こういう、物すごく何か今、

経済も政治も大きな不信の中にあるという状況で、今回の国会を迎えているわけです。

もう一度改めて、そういう状況であるという認識としまして決意をも頑々としています。

○平沼国務大臣 現況の景気というのは、先生御

指摘のとおりだと思っています。

政治不信はもう頂点にあると私は思っています。頂点どころか青天井と言つていいくらいの高揚しているというふうに思つております。そこで、我々の責任は大きい。まさにさまざまな問題が今まで出てきておりますけれども、個別の話に触れるともう質問時間全部満杯になりますのでやめさせていただきます。

そこで、私は大臣に、今の政治の状況、二年ほど前に大臣とは、倫理選挙の特別委員会で、政治資金規正法、個人に対する企業・団体献金の廃止に関する議論を開わせていただきました。そういう意味では、政治とお金に関する問題、政治家のるべき姿というものがおわかりになると想いま

で、議員立法の中で、私がその責任者として先生と議論を闘わさせていただきました。そういううえで、政治資金にかかる問題も今回大きくなづアップされたところでございまして、この問題についても、今の現状の中ではもう一度しつかり議論をしていかなければいけない。そして、ある意味では、本当に塗炭の苦しみにいらつしやる中小企業の皆様方を初めとして国民の皆様方に、やはり政治が責任を持つておこなえをしていかなければいけない、このように思っております。

○松本(龍)委員 今のお状況は、同じ政治家として本当に私は情けなく思つております。不正はただしていかなければならない、また、政治家が自身をして

それともう一つ、私が物づくりの点で一番思つるのは、今まで、職人というのは、いいものをつくる、いいものをつくるという思いがあります。した。それでこの二、三十年間やつてきたわけですが、それとも、バブルの崩壊前後から、いいものをつくらうといういわゆる職人かたが、崩壊をするようなニーズが出てきた。つまり、受注先の方から、コストを半分にしなさい、寿命も半分でいいですよ。寿命半分、コスト半分というと、今までやつってきた世界をなげうつても新しく生き

そういう中で、中小企業の人たちは、決してうたげの中で酒も飲んでいないしごそくにもあずかっていない。あずかっていない人たちが、今うたげの、行儀の悪かった人たちの後始末をしている。そういう状況がある。そういう中でまた政治不信がある。こういう、物すごく何か今、経済も政治も大きな不信の中にあるという状況で今回の国会を迎えていけるわけです。

もう一度改めて、そういう状況であるという認識を踏まえて決意をお願いしたいと思います。

○平沼国務大臣 現況の景気というのは、先生御指摘のとおりだと思います。

それで、直近の景気のデータというのは、輸出

大変苦慮しました。暗い話はできないし、さりとて明るい話題もない。そういう状況の中で、皆様方も同様に思われた。まさに経済を担当する皆様方には、景気の先行きが見えないと見えませんから、なかなか苦労されたというふうに思います。商店街の皆さんあるいは中小企業の皆さんと年末年始話をしながら、この国会、一月二十一日に迎えました。ほとんどの委員の皆さん、雇用対策をしっかりとやろうという思い、あるいは失業、リストラの対策をしっかりとやろうという思い、景気の回復をしっかりとやろうという思いでこの一月の国会に臨まれたと思います。それから一ヶ月半、今日までたちました。三月中ころは、異例の一週間早い桜の花が咲いて、もうそれも散つてしまじの時期にならうとしております。

そういう中で、国民は何を思っているか。リストラされる、あるいは失業の目に遭う、雇用が脅かされる、そういう中で国民は職探しをしています。この間ある人と話をしたのですけれども、國民は必死になつて職探しをしている、国会は必死になつてあら探しをしているという話をされました。まさにこの人が言つた、國民は職探しをしていました。まさにこの人に国会はあら探しをしている、このことは、おもしろい話ではなくて、しっかりとめでていかなければならぬというふうに思つております。

政治不信はもう頂点にあると私は思つています。頂点どころか青天井と言つていいくらい高揚しているといふうに思つております。そこで、我々の責任は大きい。まさにさまざまな問題が今日まで出てきておりますけれども、個別の話に触れるともう質問時間全部満杯になりますのでやめさせていただきます。

そこで、私は大臣に、今の政治の状況、二年ほど前に大臣とは、倫理選挙の特別委員会で、政治資金規正法、個人に対する企業・団体献金の廃止について議論を闘わせていただきました。そういう意味では、政治とお金に関する問題 政治家のるべき姿というものがおわかりになると思いま

す。そういう意味で、この政治状況は、閣僚の人として、他人事では済まされない、まさに責任を持ってこの問題に対処していかなければならぬいと思つております。

冒頭、その問題に対して所見をお伺いしたいと思います。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

委員御指摘のように、国会が始まりまして「二ヵ月半余たつたわけでありますけれども、非常に政治にかかわった問題ですけれども、政治の本質と外れたところで不祥事が続いておりまして、そういう意味で国会が混乱している、それは事実でございまして、本当に遺憾なことだ、私はこういうふうに思つております。

その中でも、議員各位の御協力をいただきて平成十四年度の予算が成立をしたところであります。そういう混乱の中でも、今の経済の現状を見て、国民の皆様方に対して、予算だけは通そう、こういう皆様方の思いで、戦後で五番目に早い成立になつたわけです。したがつて、私は、内閣の一員として、この平成十四年度の予算の着実な執行、それによつて今閉塞状況のこの経済に活力を与える、そのためには全力をこれから尽くしていくかなきやいかぬ、そういう思いでございます。

今、松本先生が御指摘になられまして、「二年ほど前でございましたでしようか、政治資金の問題で、議員立法の中で、私がその責任者として先生と一緒に議論を闘わさせていただきました。そういう中で、政治資金にかかる問題も今回大きくクローズアップされたところでございまして、この問題についても、今の現状の中でやはりもう一度しっかりと議論をしていかなきやいけない。そして、ある意味では、本当に塗炭の苦しみにいらつしやる中小企業の皆様方を初めとして国民の皆様方に、やはり政治が責任を持つておこなえをしていかなければいけない、このように思つております。

○松本(龍)委員 今のお状況は、同じ政治家として本当に私は情けなく思つております。不正はただをしていかなければならない、また、政治家が自身を

律するためにはさまざまなものに追及をしていかなければならぬ、そういうことは片方でやらなければなりませんけれども、今、塗炭の苦しみにあると言わされましたけれども、そういう実態を見きわめで努力をしていかなければならぬということを私自身も思っているところであります。

ただ、この今の状況は、構造的な不況、あるいは今までの不況と若干相が違つてゐるといふふうに思つております。一つには、町づくりの問題題です。私は博多の町も都心にあるわけすけれども、都心でも高齢化が進んで、都心の空洞化が進み、学校の統廃合が行なわれてゐる。ある地域に行きますと、大型店が出店をして商店街が疲弊をしていく。その後、今度大型店までなくなつて町全体が疲弊をしてくる、こういう状況があります。

さらに、この間、川端議員も技能オリンピックの話をされたと思いますけれども、物づくりの問題題です。物づくりの問題は、彼らはデフレスパイナルというのをもう肌身で感じてます。普通の仕事がないという不況に加えて、しかしながら、今まで身につけていたなかつたインターネットをさく立つた手でしっかりと夜勤勉強しながら、情報を交換している、あるいは顧客を見つけようとし

ている。

それともう一つ、私が物づくりの点で一番思うのは、今までは、職人というのは、いいものをつくる、いいものをつけろうという思いがありましたが、それでこの二、三十年間やつてきたわけですが、それとも、バブルの崩壊前から、いいものをつくろうといういわゆる職人かたが崩壊をするようなニーズが出てきた。つまり、受注先の方から、コストを半分にしなさい、寿命も半分でいいですよと。寿命半分、コスト半分というと、今までやつてきた世界をなげうつても新しく生

苦しみがあることも御存じだと思います。が、開廃率が逆転をした。これはまさに、先進国も、実は八五年から九〇年の間に起業率と廃業率の日本にとってこのことが不幸だったと思います。景気のいいときに業を起こすのが普通でありますけれども、景気が絶好調のときに、まさに開廃率が逆転をした。

つまり、これは何でかというと、土地が高騰する、そういう意味ではオフィスビルもなかなか借りられない。そういう中で、新規産業をもくろむ人たちがなかなか思うようにならない。あるいは、浮かれてさまざま、安易にお金が手に入るものに行ってしまう。そういった中でいわゆる新規のビジネスみたいなのに熱がそがれてきた。そして、バブルが崩壊した後は、スポンサーもない、あるいは、さまざまな経済的な不況の中で巻き返しができない、こういう「重三重の不況」があることを御存じだと思います。

昔、シユーマッハーという人が「スマール・イズ・ビューティフル」という本を書きました。その後に彼は「宴のあと」の経済学」という本を書きました。まさに今、長いうたげの後の後始末をやらなければならぬ、やっている状況だと思います。

そういった中で、中小企業の人たちは、決してうたげの中で酒も飲んでいないしごちそうにもあずかっていない。あずかっていない人たちが、今のうたげの、行儀の悪かった人たちの後始末をしている、そういう状況がある。そういう中でまた政治不信がある。こういう、物すごく何か今、経済も政治も大きな不信の中にあるという状況で今回の国会を迎えているわけです。

もう一度改めて、そういう状況であるという認識を踏まえて決意をお願いしたいと思います。

○平沼国務大臣 現況の景気というのは、先生御指摘のとおりだと思っています。

それで、直近の景気のデータというのは、輸出

でござりますとか生産、これの下げどまり、そのような現象が若干見られている。そしてさらに、言つてみれば、株価等も一万一千円台で落ちつきを見せて いる。ですから、一面、楽観論みたいなのが出てきていることは事実ですけれども、私ども経済産業省といたしましては、絶対に楽觀をしてはいけない。幾つかの指標はよくなつて いるけれども、やはり、ここでさらに危機感を持つてやつていかなきゃいけない。

寿命も半分でいい、こういうことはあってはならない、そう思つておりますから、やはり、日本のクラフトマン精神といいますか、職人魂を喚起するような、そういった力強い政策もあわせてやつていかなければいけない、私はこんなふうに思つております。

○松本(龍)委員 町づくり、物づくり、人づくり、大変重要な課題だと思いますので、よろしく取り組んでいただきたいと思います。

それでは本法に入らせていただきます。特に、私は弁理士法の改正を担当しておりますので、これに特化をして御質問したいと思います。

私はこの法律を読ませていただきました。平沼

いうのが実情であります。このこともまた後で述べますけれども。

しかしながら、一致した認識は、知的財産権に精通した専門家をたくさんつくっていかなければならぬ、つまり、人的インフラの整備が急務であると思います。そういう意味では、法廷技術に明るい弁理士、あるいは専門的知見を有する弁護士がふえていくことが重要だと思いますけれども、そのための方策をどのようにされているか、まずお聞きをしたいと思います。

○大島副大臣 松本先生に私の方からお答えを申し上げたいと思います。

先生が申されるように、知的財産分野における

とは、さらに今後の必要な課題だというふうに思っております。

○松本(龍)委員 今ちょっとびっくりしたのですけれども、即戦力という言葉を法科大学院制度の話でされました。法科大学院制度、スケジュールはどうなっているんでしょうが、開校から第一回の卒業生ということでいえば、

○清水政府参考人 お答え申し上げます。

法科大学院につきましては、司法制度改革審議会意見、それから、それを踏まえて本年三月十九日に策定されました司法制度改革推進計画において、平成十六年四月からの学生受け入れが開始となるよう所要の措置を講ずると、いうようなスケジュー

ております。そして、直近の数字では、残念ながら、廃業者がその倍の三十六万、こういう異常な数字も出てきています。

こうとする、そういう起業を志している人たちは、対して、やはり経済政策としてしっかりと援助をしていかなければならない。そういう意味で、昨年の秋に、新たに開業する、そのためのインセンティブを与える法律もつくっていただきました。

したがって、今足元をしつかりと固めて、そして、いかに新市場を創出するか、さらには雇用を創出するか、こういったところに力点を置いてやっていくことが一つ重要なことだと思います。

また、日本の経済の骨格を支えてくださつてゐる、数の上では九九・七%、雇用では七二%を受けて持つていただいている中小企業の皆様方、特に潜在力とやる気のある中小企業の皆様方にはしつ

かりとサポートする意味で、セーフティーネット貸し付け、セーフティーネット保証、これも充実させていただいていますけれども、そういうこ

ともしつかりと手当でをさせていたたいて、この日本の経済の活性化、そして物づくりのことにも御言及になられましたけれども、私は、日本の得意芸はやはり物づくりに原点があると思います。

○松本(龍)委員 町づくり、物づくり、人づくり、大変重要な課題だと思いますので、よろしく取り組んでいただきたいと思います。

それでは本法に入らせていただきます。特に、私は弁理士法の改正を担当しておりますので、これに特化をして御質問したいと思います。

私はこの法律を読ませていただきました。平沼大臣、及川特許庁長官、私はどちらも尊敬をしておりますけれども、この法律を読んで、どうもすとんと落ちない。手を打つて、ああ、これはいい法律だと私はなかなか思えない。後ほど述べますけれども、どうも妥協の産物のような気がしてならないんです。普通ですと私、物わかりのいい方ですから、これはいいというふうに思うんですけど、れども、どうもいろいろな意図が見え隠れしているのが現状であります。

私は、弁理士会の方々とも実は余り話をしません。特許庁のレクも十分ぐらいしか受けていません。そういう意味では、自分自身で考えて質問させていただいていることを御理解いただきたいと思います。

小泉総理は、三月二十日、知的財産戦略会議の初会合で、知的財産の創出、保護と活用は、経済活性化を実現するための重要なポイントであり、まさに国家戦略として取り組むべき課題だといふように言われています。しかし、この改正法の中には、その経済の活性化と国家戦略というのがなかなか見えてきません。

さらにもう一点つけ加えさせていただきますと、ユーチャーの利便性、ユーチャーの負担等々もなかなか解消されるようには思えませんし、さらに何よりも、この国家戦略というのは、まさにスピード感があります。スピーディー

いうのが実情であります。このこともまた後で述べますけれども。

しかしながら、一致した認識は、知的財産権に精通した専門家をたくさんつくつていかなければならぬ、つまり、人的インフラの整備が急務であると思います。そういう意味では、法廷技術で明るい弁理士、あるいは専門的知識を有する弁護士がふえていくことが重要だと思思いますけれども、そのための方策をどのようにされているか、まずお聞きをしたいと思います。

○大島副大臣 松本先生に私の方からお答えを申し上げたいと思います。

先生が申されるように、知的財産分野における人的インフラ、この整備の急務というのは全くその御指摘のとおり、私どももそう認識をいたしております。

それで、少し現状を述べさせていただきますと、この知的財産関連の侵害訴訟の件数でござりますけれども、この十年間で二倍、倍増いたしております。これは、平成三年の三百十一件から平成十二年の実績で六百十件でござりますから、まさに……（松本（龍）委員「簡単にいいですから」と呼ぶ）簡単にやります、はい。

そういう意味では、弁護士の数もこういったことに精通した方が三百人から四百人ぐらいしかいないといふことで、これはもう先生の言われたとおりでございます。

今回の法改正では、そういった意味では、一定の能力担保措置を講ずることにより、弁護士が訴訟代理人となつていてる事件に限り、弁理士に訴訟代理権を付与するということを規定いたしております。

そして一方では、現在議論されている法科大学院制度におきまして、社会的なニーズの高い知的財産分野をカリキュラムとして盛り込み、即戦力として活躍できる知的財産専門の弁護士の養成がなされることが期待をされております。

そういったことを補完するという意味でも、今回のこういう弁理士の養成あるいは充実という一

とは、さらに今後の必要な課題だということふうに思つております。

○松本(龍)委員 今ちょっとびっくりしたのですけれども、即戦力という言葉を法科大学院制度の話でされました。法科大学院制度、スケジュールはどうなつてあるんでしょうか、開校から第一回の卒業生ということです。

○清水政府参考人 お答え申し上げます。

法科大学院につきましては、司法制度改革審議会意見、それから、それを踏まえて本年三月十九日に策定されました司法制度改革推進計画において、平成十六年四月からの学生受け入れが開始となるよう所要の措置を講ずるというようなスケジュールにのつとりまして今準備を進めているところでございます。

○松本(龍)委員 平成十六年四月ですよ、今、即戦力とおっしゃつたけれども。平成十六年四月から開校して、五年かかるとして二十一年、それから実務経験をしてもう三、四年かかるでしょう。十七年ですよ。今から十年ですよ。十年先の話じゃやらないんですね。つまり、これから五年先の話をしないとだめなんです。だから、スピードと冒頭言いましたけれども、スピードが要るんです。ですからこの五年間をどうしようかと。

確かに、法科大学院生がその先の即戦力にならなければなりませんけれども、今我々の喫緊の課題はこの五年をどうしようということなんですね。したがつて、私は、それは手ぬるいと。したがつて、弁理士の方からしっかりと有為な人材を供給していくたぐくというのが今一番大きな課題だらうとうふうに思つております。

アメリカでヤング・レポートが公表されたのは一九八五年です。今からもう十七年前になります。この間、新聞記事が出ていましたけれども、知財重視政策への転換による産業再生の先例は一九八〇年代のレーガン政権時代の米国にある。つまりこれら、米国の特許庁の大増員、あるいは特許訴訟を担当する控訴裁判所を創設したり、知財重視派の判事を登用してきた。日本の戦略会議で

は、今後三年間に各省庁が取り組む具体的な行動計画を盛り込んだ知的戦略大綱を年内に策定をす。米国では改革の成果が出るまでに十年以上かかる。しかし、これから改革が始まる日本はもっとスピードを速める必要がある、このように述べられています。

ウェルの訴訟で二百億円ミノルタが払ったというふうに、まさに企業の命運を左右する現場なんですよ。そこで、その法科大学院を卒業した人が今の状況の中で即戦力として果たしてやっているかというと、私はそうではないというふうに思います。

そういう意味で、知的創造サイクル、研究開発、権利化、活用、利益、さらにまたその利益をもとに研究開発をしていく、そのサイクルをつくつていかなければならぬ。私はスピードが必要だと思いますが、その点、平沼大臣、どうお考えでしょうか。

○平沼国務大臣 私は、御指摘のとおりだと思っています。

やはりアメリカでは、今ヤング・レポートのお話をされましたけれども、七〇年代、そして八〇年代の前半にかけて日本がひとり勝ちだ、こういうような状況の中、国家的に戦略を起こして、プロパテント政策、こういうことに積極的に取り組んで、特に研究開発、イノベーション、それから知的財産の保護、こういったことを総合的にやつて九〇年代の結果を見た、私はこう思っています。

ですから日本も、今委員からいろいろ御指摘で、もっとスピードを上げてやれ、こういう御指摘で、されども、私どももスピードを上げてやる。そういう一環の中で、法科大学院の院生が育つまでの間は、やはりできるだけのスピードを持つて、専門的な知識を持っている弁理士の先生方にも参考をしていただき、そしてこれから知的財産戦略をやつしていく、私どもは、その主要な役割を果たしていただかなければいけない、こういう思いですから日本も、今委員からいろいろ御指摘で、されども、私どももスピードを上げてやる。そういう一環の中で、法科大学院の院生が育つまでの間は、やはりできるだけのスピードを持つて、専門的な知識を持っている弁理士の先生方にも参考をしていただき、そしてこれから知的財産戦略をやつしていく、私どもは、その主要な役割を果たしていただかなければいけない、こういう思い

で今法律をお願いさせていただいております。○松本(龍)委員 冒頭、失われた十年と言いますけれども、先ほどのお話では、失われた二十年になります。そういう意味では、これから五年の戦略ということを考えていきながら、このプロパテント政策ということに臨んでいただきたいと、そこでもう思っています。

そこで伺いますけれども、なぜ、共同出廷を原則として単独出廷を例外にしたのですか。

○及川政府参考人 御承知のように、最近の知的財産権の訴訟におきましては、審理の充実、迅速化という要請から、審理内容も大きく変容いたしております。(この内容の変化に対応いたしまして、訴訟代理人にも、従前にも増して幅広い知識と迅速な訴訟の対応能力が必要だというふうになつております。

こうした状況を背景といたしまして、弁護士と弁理士の方々が、おのの専門的な知識を相互に活用していただきながら、連携して訴訟に対応することによりまして、審理の充実、審理期間の短縮を図るという制度の趣旨が達成されるのではないかということで、今回、本法案におきまして、弁理士の方の出廷形態につきましては、弁護士との共同出廷を原則として法案を構成させていただいたわけでございます。

しかしながら、裁判所が相当と認める場合につきましては、弁理士の単独出廷を認めるべきものというふうに行つておられるところでございます。

○松本(龍)委員 弁護士法の七十二条をこのまま、いわゆる独占をし続けるということが妥当かどうかはもう突緊の課題で、ニーズがいろいろ多くあるわけですね。そして、五時間ということは九日間、土日ありますから、論文まで入れると半月仕事です。

○松本(龍)委員 弁護士法の七十二条をこのまま、いわゆる独占をし続けるということが妥当かどうかはもう突緊の課題で、ニーズがいろいろ多くあるわけですね。そして、五時間ということは九日間、土日ありますから、論文まで入れると半月仕事です。

○松本(龍)委員 弁護士法の三條と七十二条でいうふうに行つておられるだけのスピー

ドで勝つていかなければならない、そういう状況を勧めただときに、私はもつと一歩踏み込むべきだと思っております。

しかも、弁理士は補佐人として八十年の歴史を持つておられます。そして、審決取り消し訴訟の代理人としても六十年の歴史を持っています。ですから、今後ではなくて、そういう今までの経験をやはりしっかりと見ていただきて実績を評価していただきたい、そういうことを申し上げておきたいというふうに思つております。

それと、研修と試験制度でなければ、これはふうに思ひます。

それと、私今まで補佐人としての実績があります。補佐人としての実績なんかは研修の段階でカウンタされるというか、今までの実績がその研修でカウンタされるのかということもちょっとお聞きをしたいのですけれども。

○及川政府参考人 委員御指摘のとおりでございまして、おつしやるよう、連日、毎日といふになりますと、現にお仕事をお持ちの方々でございますから大変な負担になると存じます。

したがいまして、現在、モデル的に私どもが考えておりますのは、例えば夕方とかなんとかを使いながらも、時間が外れたときに、例えば一日三時間、週二日とか、そして二ヶ月間ぐらいいかけて

やるといったようなのがモデルとしてはいいのではないかと、いろいろなことを考えておりますけれども、御事情、いろいろあるかと思います。それを勘案しながら最終的に考えていただきたいというふうに思つております。

それから、補佐人としての確かに長い経験といふ点はございますが、多くの経験は、具体的な代理権を得た後、先ほど申し上げたような形でそれはまさに發揮される面もあるうかと思いますが、試験につきましては公正性が必要でございますので、それはカウントせずに、むしろ、まさに研修を受ける順番等におきまして、長い経験をお持ちの方から順次研修を受けるというのも一つの考え方ではないか、かように考えております。

○松本(龍)委員 今、柔軟に考えるというふうにおっしゃいました。それは前向きに考えていただきたいたいと思います。

さらに、弁理士ゼロ県ということが達成をされ、地域偏在をなくそと弁理士会の皆さんも努力をされている。まさにそういう状況の中で、試験地が東京、大阪、名古屋で行われることになって、逆にその偏在が強化されるということもありますので、試験地の問題も、研修地の問題も含めて検討していただきたいなとあわせて申し上げておきたいと思います。

私は、この改正案、ユーヤーのためになるのかどうなりましようか。○及川政府参考人 ユーヤーの方につきましては、当然のことながら、お二人に、共同受任ということになりますのでふえるのではないかというような御懸念があることは承知をいたしております。ただ、従来から、補佐人としてよく弁護士の方と一緒にされているということもございますし、また、他方、訴訟にかかる費用というものが審理の充実、迅速化等の便益に見合なものであれば、ユーヤーの厳しい判断の中であれなりに適正な形で進められていくのではないかというふうに思つております。

思つております。

また、今後、より多くの弁理士の方が参入することによりまして、むしろ競争原理が適切に働くことによりまして、ユーヤー、弁理士双方にとって適正な水準に落ちていくことを期待したいと思いますし、そのように考えていただきたいというふうに思つております。

○松本(龍)委員 適切な水準というのはわかるんです。ただ、多分、弁理士さんは大きな企業に對して、弁理士費用を上げてくださいということはなかなか言いにくい。ですから、恐らくこれは、中小企業とかベンチャービジネスの方々の費用負担は結構大きくなつてくると思うんです。

まして、研修、試験制度があつて、半月間拘束されるわけですね。しかも、受講費用も払わなければならぬ。受講費用を払つて、ある程度仕事を削減しながら研修、試験を受ける。そういう中で、この費用は、コストパフォーマンスでいえば、まさにユーヤーの方に行かざるを得ぬのですよ。これを我々が我慢して、代理人になつた、地位が向上したからこれはこれで受けとめようといふことじゃなくて、その費用は最終的にユーヤーに行くわけですよ。そのところはやはり考へたいと思つます。

ですから、ユーヤー等の話の中で、適切な水準になるというのは、経済原理でいえばそうではなくて、まさにその費用負担はユーヤーに行くといふことだけは私は言えるというふうに思つております。

もう時間が参りましたので、最後に大臣にお伺いをしたいと思います。

冒頭、この法律がすとんと落ちないと言いまして、研修、試験があつて、多大な労力と費用を使つた。研修、試験があつて、多大な労力と費用を使つて資格を得た、しかし単独出廷はできませんよと。これが私は一番納得ができないんです。ですから、そこまでやるなら、もっと高度な担保能力措置を図つてもいいから単独出廷の道を開くべきだ。ですから、これ中途半端が私はそこだと思つんです。しかも、スピードが大事だと。先ほど言つた

ように、十五年以上アメリカにおくれをとつている状況の中で、この五年間が勝負という意気込みでやるべきだと思います。

私は、弁護士にも弁理士にもくみしていません。そういう意味では、お互いが競争原理の中で競い合う。その中で国際競争力に見合う戦力ができる家が実現できるというふうに確信をしておりま

す。そういう意味で、最後に大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○平沼国務大臣 御指摘の点は非常に重要なポイントを含んでいます。今日の日本この知的財産、そついたものを戦略的に

やつていくためには、御指摘の点も踏まえて、私どもはそういうことも盛り込んでやらなきゃいけないと思っております。

○松本(龍)委員 弁護士が訴訟代理人になつてゐる事件に限るという、まさに受任事件の限定、これも私は、将来というよりも、もう近い将来に、走りながら考えていくとさつき言いましたけれども、やめていかなければならない、解除していく

なければならぬと思つています。

参議院先議のこの法案であります。民主党も賛成ということでこの法案は通りました。私も、いろいろ問題はありますけれども、採決の折は腰を少し浮かしながら賛成という立場で臨みたいたいふうに思つております。ありがとうございます。

○谷畠委員長 山村健君。

○山村委員 おはようございます。

先輩の松本議員に続きまして、私の場合は、どちらかといえど、今回の特許法、弁理士法の改正の中の特許を中心とした案件の方で質問に立たせていただきたいと思います。

そこで、大きな問題として、その前提として大臣にお伺いしたいのですが、いわゆる特許を含む、また著作権を含む知的財産権といふものは具体的にはどういうものを指しているのかというようなことを、ちょっと冒頭に定義づけを含めてお伺いしたいのです。

という形にはなるんですが、今回のこの特許法の問題、そしてまた弁理士法の問題というのは、まさに、経済産業省といいますか、日本の産業界がこれから先どのようないわゆる政治主導のもとに日本という国を導いていくのかということでお伺いします。

そこで、まず冒頭にお伺いしたいのですけれども、特許といいますと、私はどちらかといえば今まで文系の人間という形で来ておりました関係で、同じような知的所有権の中でも、これは工業、いわゆる理数系の範疇に入るものだな、我々の生活には関係ないよと。その昔は、エジソンの伝記を読んでは何か発明もすればというふうな、小学校当時ですか、そういうような夢を持つたことがあつたのですけれども、中学、高校と進むにつれて自分の適性がどちらにあるのかというようなことを考えたときに、そしてまた社会に出たときに、文系の人間にとつてみては、工業のいわゆる知的所有権、特許といふものには縁のないものだというふうに今まで思つていたわけです。

ただ、今までは、イベントといいますか、コミュニケーション関係、広告も含めて、そういう業種についておつたときには常にぶつかったのが、これは経済産業省といいますか、日本の縦割りの行政の中で、どちらかといえど、当時の文部省管轄になる文化庁になるのか、いわゆる著作権といふ問題に出会つたわけです。

そして今回の改正案の中に、今まで特許といふものは物に対してもという概念が、いわゆるコンピュータのプログラムであつたりとか形のないものに対してもカバーしようというような考え方に基づいて今回改正されているわけなんですが。

そこで、大きな問題として、その前提として大臣にお伺いしたいのですが、いわゆる特許を含む、また著作権を含む知的財産権といふものは具体的にはどういうものを指しているのかというようなことを、ちょっと冒頭に定義づけを含めてお伺いしたいのです。

○平沼國務大臣 まず、我が国の知的財産に関する行政組織の対応についてからお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的な法目的の相違を踏まえて編成されていくと思つております。

産業の発展に寄与することを目的とする特許法は我々産業省が管轄をしておりまして、また、文化の発展に寄与することを目的とする著作権法といふのは御承知のように文部科学省がそれぞれ所管をしている、行政的にはこういう色分けになつております。

作権法も所管をしている、こういった例がありますけれども、英國以外、米国、フランス、中国等、特許法と著作権法を日本と同じように異なる組織で所管している例も少なくないところであります。

ですから、そういう形で言ってみればこの弊
許法というのは産業の発展に寄与する、そういう
目的があり、著作権というものは文化の発展、こう
いうことでございまして、私どもはそういう一つ
の考え方で行政上も分けてそれぞれ対応してい
る、こういうことに相なつております。

う一点、ではこういう場合はどうなるのかといふ
ような、そんな細かい質問をすると非常にまた申
しわけないんですけれども。
いわゆる商業デザイン、商業美術と言われる、
ロゴマークであつたりとかキャラクターのトレーナー
ドマークであつたりとかというようなものという
のは、意匠デザイン等々あるんですが、これはど
うなるのかなと思うんですが、いかがですか。
○及川政府参考人 意匠法、商標法につきまして
は、私ども特許庁が所管をさせていただいており
まして、いわゆる工業所有権の範疇に入るわけで
ござります。

時のタイミングといいますか、民間でいたときに、もう二年早くこういう概念があればなと思った事例がございました。

ビジネスモデルというのが最近マスコミ等々いろいろにぎわせているんですけども、そのビジネスモデルというのは、ではどちらのどういう概念に当たるのかということをお伺いしたいの

○及川政府参考人 ビジネスマodelにも、率直に
申していろいろなモデルがあるうかと思います。
私たちが特許法の観点から現在特許を付与して
おりますのが、いわゆるビジネス方法の発明とい
うふうに言つておりますけれども、その多くはコ
ンピューター技術を利用いたしましたソフトウエ
ア関連の発明ということで整理をさせているところ
でございます。

○山村委員 なせくとしように同じような紙かしことを聞いていくかと申しますと、本当に今回いろいろな方面で、小泉改革、それこそ構造改革なくして成長なしという言葉にあらわされるようになりますが、この間まで、三月の末まで、ハカルする

財政構造改革がイコール小泉総理がおつしやつて
みえた構造改革というふうに多くの人は受け取ら
れたと思うんですけれども、私は、それは与党の
人間ではございませんが、昨年のちょうど四月、

総裁選挙に出られたときに、当時の小泉候補者がこの構造改革という言葉を使われたときには、我々民主党の若手議員は特に、今まで我々が訴えてきた政策じやないか、言葉は悪いですけれども

ども、パクリじゃないかというようなやじを飛ばしたように、まさしくそういう理念といふところでは一致しているんじゃないかなというふうに思っていたわけなんです。

その中に、その財政構造改革というものも含めて、いわゆる経済のシステムも構造改革、教育のシステムも構造改革、過去、明治維新以降三百二十年にわたって続いてきた政治を含んだ社会の制度自体が、「IT」という問題もございまますけれども、

自体が……といふ問題をもつてゐる。大きく転換点を迎えている。そういう意味合いで、

従来の価値観ではだめですよということを当時の、当時のと言つても今も現役でございますが、小泉総理は訴えられたんじゃないかなと。それが多くの国民にも響いて、昨年の四月、本当に新しい形で、従来にないような形の総理大臣が誕生し

たというふうに、一年前を振り返って、私は、そういう自分自身の判断も間違つていなかつたなどと思うんです。

それが、まず最初に片づけなければならないといふのが不良債権の問題ということで、どうしてそちらの方面だけがクローズアップされてきたか、というふうに思うんですが、今回の国会のいろいろ

るな、かつてといいますか昔から、特にいわゆる永田町の人にとってみると当たり前のこの領域として受け取っていたというようなことが、今やもうあちこちで不祥事という形で、これは政党を問わずという形で言わせていただいていいと思うんですが、噴き出している。まさに永田町の常識と世間の常識が本当に百八十度違うという、それも含めて、ある意味の構造改革というのを迫られているんだと思うんです。

そんな中で、先般私質間に立たせていただいたときにも、本来ならば、予算案を含めて、景気対策というものに対してもつと踏み込んだ議論をするべき場が国会の場にあつて、これから日本のをどう

うしていくんだということをもつとこの議場の中で議論を重ねていくことが、恐らく国民が国会議員に、国会という場所に一番求めていたことだと思います。

ある意味、私自身、個人的にといいますか、多くの仲間の議員、これもまた与野党を問わずだとと思うんですけれども、ワイルドショーン的な政治の劇場じゃないよと、本来政治家がやるべきこと、行

政に対してもう一つの注文をつけていくのかはつきりさせていくというのが、この二ヵ月半にわたつての唯一の、唯一のといいますか、本当に心残りの一つでもあるわけなんです。

いう場をいただいて議論ができるなど。私も、相

当法案という形で特許法そして弁理士法の改革と
いうようなこの分野、いわゆる経済の構造改革に
ついてということで質問に立たせていただくチャ
ンスを得たわけなんです。非常に前置きが長く
なつてしましましたが。

経済、いわゆる産業構造を変えていくという意味合いからして、これは総理の方にもいわゆる経済構造改革、政府におきましても経済構造改革における位置づけということで、昨年の三月に、いわゆるe-Japan重点計画の中で電子商取引等の促進、そして具体的な施策としては知的財産権の適正な保護及び利用、そして特許法の見直しというようなことが経済産業省の管轄の中であつたわれているわけなんですが、それにのつとて今回の改正案というのも出てきております。そして今、日本の産業界を見回してみると、

いわゆる製造業の空洞化といいますか、多くの人が、特にこれは大臣にとつても頭の痛い問題だと思うんですが、いろいろそれは、中小企業対策であつたりとか雇用対策であつたりとかという問題はかかつてくるわけなんですが、はつきり申

まして、中国十三億人という人々のものと、いわゆる中国に対しての製造業の流出というのは、これは防ぎようがないなど、結論から言つてしまいますとね。

日本のよう^にこれだけ給与水準を高くしてしまって今さら下げるわけにもいかないし、では、かといって中国から、中国を初めとしていわゆる後進国^の皆さんをどんどん労働者として国内に

引っ張つてくるといふこともまずできないだらうし、そういう中からいわゆる知的財産権という概念が出てきて、これが日本のある一つの生きる道といいますか、世界を引っ張つていく糧にしなければ

れば、と、いうことで、急がれて、いることだ、と思うんで、す。

までのシナリオ。我々の周りを見回しても、時代の転換点に来ていているということをあえて例えさせ

せていたいきますと、明治維新以降百数十年にわたって中央集権国家のもと、いわゆる知識を持っている人間が国のリーダーになつていく。

当時、明治維新をなし遂げた先輩方、そしてまた戦後の廢墟の中から復興されたフロンティアといいますかバイオニア精神を持った先駆者たちというのを除いては、「一たんでき上がつてしまつた構造を、いわゆる知識をキャッチアップしてきた」というのが日本の近代化であり、そして、いろいろ言われているいわゆる学歴社会といいますか、知識さえ吸収できれば優秀な人間だということで、いい大学に入り、いい社会に出ていく、しかもその社会の中でリーダーになつていったという現実だと思うんですけれども、従来型の物差しが通用しないという現状に直面しまして、これからは知識吸収型より知識をいかに発揮できるか、知識から知恵への転換点に來っているというふうに認識しているんです。

そういうときに、産業界に戻れば、言葉遊びじゃないんですけれども、やはり知的財産権といいますが、創造力あってのこれから産業の発展など、いうふうに思うわけなんですね。そのときに、従来のシステムである工業所有権は経産省、文化的な部分は文部省という大きな切り分けの中で、そのままの行政のシステムではまずやつていけないんじゃないかな。

と申しますのは、先ほどいろいろケースを挙げて質問させていただいたのですけれども、例えば、ではデジタルでつくったコンピューターグラフィックスはどうなるのと。ブラウン管に映してみればしっかりとしたアートといいますか絵になつているんですけども、じゃあ、それは一体何なのといったら、それこそ、今はフロッピーディスクはありませんけれども、いわゆるCDでやつたり、メディア、いわゆる媒体の中にはもうブラストとマイナスしか、どれだけ顕微鏡で拡大しても、置いていないわけなんです。

それが、コンピューターという機械を通して映

トになつてしまつというような状況になつたときには、物として見たらもう本当に点々、早い話、デジタルの世界ですから点々などいうのが並んでいるだけ、でも目に見えるものは立派な絵である、そして動画であるというような形になつてきていた。では一方、工業的な特許におさまる部分、どうしてもコンピューターのいわゆるソフトというものに関しては、これはあくまでも特許権じゃないのと。それも顕微鏡で拡大してみると、アートの部分と同じように点々と並んでいるだけ。それをどう切り分けるのかという問題に自分でも気がついたわけです。

しかも、今度はメディアを介さずに、ＩＴ環境といいますか、インターネットでつながれば、要するに、スペインで、アメリカで、中南米で、コンピューターグラフィックスをつくりましたよ、ネット上に、自分のホームページに掲げましたよと。それをアメリカでも、それこそ南極でも、通信環境にあるところであれば、引き出したらもう瞬間に同じものが世界じゅうどこにいても受け取れるという環境になつてしまつたわけです。

だから、アメリカの有名なデザイナーが、イタリアの有名なデザイナーが、ことしのラインはこういうファッショニになりますよ、色はこうですよとやつたときに、今までと何カ月もかかって日本へ伝わってきたものが、もう瞬間にして地球の裏側に伝わる時代になつてしまつた。

そういう概念からいいますと、日本国内はもとよりなんですが、特許法にしろ、弁理士法というのはどうしても国内法になるんでしょうが、特許権といいますか、知的財産権の問題というのは、これはもうＩＴ社会とは切つても切れない国際問題であり、いわゆる国際法という概念のもとに構築しないと、日本の中で、これは経済産業省の管轄だから、文化庁だから、音楽の部分はＪＡＳＲＡＣという団体があるからというふうなことを言つていたのでは、まさに、それが産業として育つていくかと言われたときに、恐らく後追いの後追い、

それで世界はどうなっているのという、周りを見てキャッチアップ型というふうな今までどおりの政策立案といいますか、制度を追っていたのでは、ますます、先ほど言われた失われた十年が二十年にもなり三十年にもなりというふうになっていくよう思うんです。

そういう観点から、本当に私、自分自身がしゃべり過ぎて申しわけないんですけども、いわゆるそういう知的財産権というものを一元化するというようなお気持ちとありますか、それをまた産業興しといいますか、創造的に展開していくためには、省庁再編してからまだ一年余りですけれども、そういうお気持ちというのはないんでしょうかということをお伺いしたいのです。

○平沼国務大臣 非常に重要な御指摘がたくさん入ってましたと思ってます。

したがいまして、今インターネット社会になり、御指摘のように、今まで想定していかつた、そういう著作権に属するものでござりますとか、あるいは特許権に属するもの、商標権に属するもの、意匠権に属するもの、こういうものが瞬時に飛び交つて、その権利関係というものが非常にわかりにくく複雑になつていて、そういうことは事実であります。

一元化のお話でござりますけれども、先ほどの御答弁で申し上げたように、諸外国の例を見ても、特許権と著作権を別々にやつているところが少なはないわけですが、また、一つのところでまとめてやつ正在る国もあります。

そこで、今御指摘のような問題点に対処するために、経済産業省を初めとします知的財産制度関係省庁は、こういった多様化する知的財産関連の課題に対応するために、昨年の八月ですけれども、連絡会議をまずつくらせていただいて、関係省庁間で緊密な連絡と連携を行つてゐるわけであります。こういった連携によりまして、知的財産関連の諸施策の有機的な連携は十分図られる、私どもは今こういう認識であります。

さらに、きょうも夕刻開かれますけれども、小

泉總理のいわゆる方針の中にも入っておりま
す。これからは知的財産というものをしっかりと保
護、発展させていかなきやいけないという形で
知的財産の戦略会議というものが立ち上がり、こ
こは関係省庁が全部入り、総理のもとでそれぞれ
今御指摘のような問題点について議論をし、方向
性を出していく。もちろん、学識経験者、産業界
の代表、そういう方々の御意見も反映をしてや
る。

ですから、本当に今まさに、そういう二十一世
紀、ITの時代を迎え、御指摘の点がたくさん出
てまいりますから、まず第一段階はそういう連絡
会議の中でしつかりとこなす、それと同時に戦略
会議の方でも、今御提言のことも踏まえて、私ど
もは緊急に、失われた十年と言つておりますけれ
ども、それが十五年、二十年にならないように、
緊急に、迅速にやつていかなきやいけない、こう
いうふうに思つています。

○山村委員 その知的財産戦略会議というよ
うなものをつくついていただいて、これからそれを主に、
柱として迅速につくついていただくということなん
ですが、まさに、知的財産といいますか、先ほど
も申しましたように、知識をいわゆるキヤッチ
アップしていく社会から、知恵としていかに自分
を表現していくか。

きのうもある友人と話ををしておったのですけれ
ども、神戸の、いわゆる兵庫県の大地震のときの
話になりまして、そのときに、今まで学んできた
いわゆる生活、社会というようなルール、どれだ
け知つてもああいう事態になったときには役
に立たないんだと。それこそ本能的に、水はど
ちにあるんだ、どっちが安全だというようなこと
の中でパニックを起さないようにならなくていい、
本当にそれは生きる原点というものになると思つ
んです。それが知識と知恵の違いかなと。

我々も、学校時代に学んできたことというのは、
やはり先生から、学校生活、四月に入學しました、
これからみんなと仲よくしましようね、先生の話
はよく聞きましょうね、もう知らず知らずに受動

的に、社会はこうだから、社会のルールはこうだから、君たちは卒業したらこうなっていくんだからというような形で上から教えられてきた。いつの間にか、社会に出て、研修期間が三ヵ月ですよとか、その会社に自分を、個性を合わせていくというような受動的な人間が多く育つてしまったというのが今日の教育の場、きょうは文科省の委員会ではないので詳しくは言いませんけれども、それがやはり、この四月から週休二日制、いわゆるゆとり型の教育というようになるんだけれども、伸び伸びと子供が、自然に触れて、痛いと感じるのか甘いと感じるのかというような、知識じゃなく知恵として本当に吸収して、それをみんなに伝えたいから、技術として、じや、ブラジルにいる子供に伝えてあげよう、日本の春にはこんなきれいな花が咲くんだよ、これはこんなにおいがするんだよというような社会というのは、これは恐らく教育現場でどれだけ訴えても、それこそ五十年、百年のスパンになると思うんです。

でも、産業界においてはきょうあすの話ですのと、急速にという中で、特にこの経産省におかれましては、社会を引っ張っていくことで急いでいただきたいなど思う次第なんです。それに関連しますと、では知的財産権というものをどのように扱っていくのかというときに、ちょっと特許法とは離れて、私の担当ではないわけですねけれども、弁理士法という問題が非常に大きくなウエートを占めてくると思うんです。先ほど松本議員の方からもありましたけれども、今すぐ何千人の弁護士さんをふやしなさい、弁理士さんをふやしなさいといったところで、まだダブルとして明確にもなっていない、それは法律はありますけれども。社会情勢に照らし合させてみたとき、これはどうなっているんだ、これはどうなっているんだということで、特に日

よとか、その会社に自分を、個性を合わせていくというような受動的な人間が多く育つてしまつたという結果だらうと存じますけれども、私どもといふべきで、本年五月ちょうどもう来月でございます。それがやはり、この四月から週休二日制、いわゆるゆとり型の教育というようになるんだけれども、伸び伸びと子供が、自然に触れて、痛いと感じるのか甘いと感じるのかというような、知識じゃなく知恵として本当に吸収して、それをみんなに伝えたいから、技術として、じや、

ブラジルにいる子供に伝えてあげよう、日本の春にはこんなきれいな花が咲くんだよ、これはこんなにおいがするんだよというような社会というのは、これは恐らく教育現場でどれだけ訴えても、それこそ五十年、百年のスパンになると思うんです。

でも、産業界においてはきょうあすの話ですのと、急速にという中で、特にこの経産省におかれましては、社会を引っ張っていくことで急いでいただきたいなど思う次第なんです。それに関連しますと、では知的財産権という

ものをどのように扱っていくのかというときに、ちょっと特許法とは離れて、私の担当ではないわけですねけれども、伸び伸びと子供が、自然に触れて、痛いと感じるのか甘いと感じるのかというような、知識じゃなく知恵として本当に吸収して、それをみんなに伝えたいから、技術として、じや、

ブラジルにいる子供に伝えてあげよう、日本の春にはこんなきれいな花が咲くんだよ、これはこんなにおいがするんだよというような社会というのは、これは恐らく教育現場でどれだけ訴えても、それこそ五十年、百年のスパンになると思うんです。

ただ、著作権という問題に関して言えば、コンピューターもソフトがなければただの粗大ごみでしかないわけです。それをぱっと出したときにいかに広がるかというようなことで、開発者がせっかく何十年、何時間かけて苦労しながらつくったものがあつという間に流れてしまう。一刻も早く知恵の社会のリーダーが本当に報われる社会というふうにしなければ、恐らく日本からの流出というのはこれからもどんどん進んでいくと思うんです。

そういう観点から、一番手っ取り早いのは弁理士の数をいかにふやすか、そして、そういう問題を国民に啓発していくかというふうに思うんではあります。ただ、専門サービスというものの中核として担つていて、他方で増大いたしますまさに知的財産の専門サービスというものの中核として担つていて、ただれば、かように考えている次第でござります。

○山村委員 まず、一刻も早く弁理士の充実といいますか、いわゆる権限というのも含めて、特許、著作権、著作権は登録だけでいいわけなんですが、そのインプットもアウトプットもスマート化するべくして、そのシステムを確立していただきたいというふうに思つています。

○丸山政府参考人 先生御案内のように、著作権というのは、いわゆる美術とか音楽とか、日々至るところで大量に発生している、権利を生むためには、審査、登録といふいわゆる特許と同じような手続を必要としないという点が本質的に違うものでございます。したがいまして、私たちでは、世の中に著作権が幾つ、著作物が幾つあるかということは、制度の本質からいって把握できない状況でございます。

○山村委員 それゆえに、知的財産権といふようない題問題、本当に二十一世紀の根幹としてその辺の定義づけといふのもやつていただきたいんです。

といふのも、我々もう日常当たり前のようを使つてゐるインターネット、もともとは、ネットスケープ社といいますか、開発者が無料で配信したから一気に広まつて、その後にマイクロソフト社が別のプログラムをまた同じように広げていつた。それが、では一件当たり一円にしたとしても、その開発者にしてみたら莫大な利益を本来は得ていたと思うんですけども、それを有料にしてしまつたら、今日のようになに広がつていかなかつたという現実もあると思うんです。

今、著作権の問題に関して言えば、音楽、いわゆるこれから売り出そうとしている人たち勝手に自分でもうホームページに自分のつくった曲を流してしまつて、気に入つた人はダウンロードしきうることも含めて考えますと、技術的にできるのかどうかということはわからないんですねども、せつかくデジタルのデータであるのなら、特に著作権の問題に関する限りで言いますと、一番頭と最後、最近我々、こういうものがありますと、ワープロで打つていて、いわゆるハッダーとフッターといふようなものを課金制度と結びつけて、いわゆるデジタルマネーで、一回ダウンロードしたら幾ら、しかも、それは作曲者がだれ、作詞者がだれというようなことを、今度は本当にネット

上の商取引としまして課金して、要するにデジタルマネーでどんどん口座がふえていくというようなシステムといふのも、これは産業としてぜひ研究開発、いわゆる産学官の共同研究も含めてやつていただければと思うんです。

私自身がしゃべつてゐる時間が非常に長くて肝心の質問の時間が短くなつてしまつて恐縮なんですが、いずれにいたしても、特許といいますか知識的財産といふもの、今日のIT社会の中で、登録審査にも時間がかかるわけなんですけれども、せつかく電子政府だ、電子商取引だといふ方向に行つてゐるわけですので、ホームページでいわゆる現在のデータベースを掲げていただいて、いわゆる町の弁理士さんが、こういう先例がある、どうのこうのといふものをいち早く、それこそ検索という作業でできてしまつて、こんなアイデアが出たんだけれども、こんなものをつくつたんだけれどもどうだと相談に来た時点で、それだつたらといふことですぐその場で答えが出せる。じゃ、これはおもしろいから出願してみようよというようなことを踏まえまして、総合的な社会制度として、一刻も早く、先ほどの知的財産戦略会議ですか、経済産業省が主導するような形で、スキームといいますか、研究課題を含めてつくりついていただければと思うんですけれども。

○平沼国務大臣 流通の具体策についてという先生のお尋ねだと思いますので御説明申し上げます。

特許の提供・導入の仲介を行う特許流通アドバイザーの派遣、これは平成十三年度で九十九名の実績がございます。それから、インターネットを通じて提供いたします特許流通データベースの整備、これは十三年度実績は、基礎研修修了者数が五百二十二名、実務研修修了者数は百二十名の実績でございまして、一日当たりのアクセス件数は約四万四千件でありまして、一日当たりのアクセス件数は約四千件でございます。

さらに、人材の育成を行ふ目的で、研修事業といたしまして、十三年度の実績は、基礎研修修了者数が五百二十二名、実務研修修了者数は百二十名の実績でございまして、そういう研修及び国際特許流通セミナーの開催なども行つてゐるところでございます。

こうした事業を通じまして、過去五年間に千四百二十件の特許の流通が行われてゐるところでございまして、皆様方から高い評価を受けてゐる、こういう認識をいたしております。

そして、今後でございますけれども、特許流通アドバイザー等の人的ネットワークのさらなる強化を図つていこう、そして、特許流通の活性化も

データベース、それから国内外の主要な商用データベース、そういうものを活用して先行技術調査を行ふ必要があることは御指摘のとおりでござります。

そのため、特許庁といたしましては、国内外

の特許文献に対して所要の検索キーを付与して下さい分野においては、学術論文や雑誌、図書に掲載された文献を検索する必要性もあることから、特

許序独自でデータベースの整備を図るとともに、国内外の主要なそういう商用データベース、こういうことを整理しております、こういうものも幅広く便利用いただく、そういう体制を組んでいかなければいかぬと思つています。

○大島副大臣 流通の具体策についてという先生のお尋ねだと思いますので御説明申し上げます。

○後藤(茂)委員 後藤茂之です。
大臣、連日よろしくお願ひ申し上げます。

きょうは、いろいろな論点があるわけですから、それでもどうだと相談に来た時点で、それだつたらといふことですぐその場で答えが出せる。じゃ、これはおもしろいから出願してみようよというよ

うなことを踏まえまして、総合的な社会制度として、一刻も早く、先ほどの知的財産戦略会議ですか、経済産業省が主導するような形で、スキームといいますか、研究課題を含めてつくりついていただければと思うんですけれども。

○谷畠委員長 後藤茂之君。

そして、その後、知的財産権の流通ということも含めまして、これは国際的なものにもかかわると思うんですけど、ぜひとも具体的な方法、そしてまた国民に対しての知的財産というものの啓発とすることに対し、最後に大臣の方から御答弁を、これらの問題で結構なんですが、お願いしたいんです。

我が国産業の産業競争力強化のためには、技術開発をどんどん推進して技術力を向上させる、そして製品・サービスの高付加価値化を行うということが非常に重要であります。今、先端技術分野においてはヨーロッパやアメリカと大変な競争をしております。

一方で、技術が成熟している時代や産業においては、単にその技術力ということだけではなくて、ブランド、デザインなどの無形資産の価値を高める、そのことによつて収益の源泉にしていくといふことも非常に重要なことがあります。

知的財産制度は、そうした両面、すなわち、技術の問題についても、ブランドやデザインやノウハウなど、企業のあらゆる側面での無形の価値の収益をしっかりと保護する、そして、我が国の競争力の維持と強化につなげるために非常に重要な基盤整備のための努力が急務であると思います

さらには深めていこう、そして、研修事業の内容の充実化だとか、特許流通を担う人材の育成にもさらに力を入れてまいりたい、こんなふうに思つております。

○山村委員 時間になりましたので、本当にこれからの知的財産権、今の流通も含めて、もっと国民への啓発ということも含めまして、専門家である、アドバイザーもそうですが、弁理士の業務拡大といいますか、権限というのをこれからもまた考えていただければと思ひます。

本日は、どうもありがとうございました。

し、これはまさに国家戦略として取り組むべき課題だというふうに思つております。

一方で、先ほどから話が出ておりますけれども、知的財産権については、例えば工業所有権については特許庁だ、半導体回路配置利用権については経済産業省だ、あるいは著作権については文化庁だ、不正競争防止については経済産業省と公正取引委員会だ、苗の問題については農水省だというようにお管がばらばらで、政府として戦略的に取り組む受け皿が十分にできていないのではないか、そういう問題点もあるわけです。そうした中で、先ほども話は出ましたけれども、本年二月に開催された知的財産戦略会議というのには非常に期待が大きい、非常に大きな任務を担つていてるというふうに思つております。

そこで、大臣伺いますけれども、知的財産戦略会議は、今後どのようなタイムスケジュールで、どんな範囲を視野に置いた検討を行つていくつもりなのか、今後の見通しについて、大臣のお立場で見通しを伺いたいと思います。

○平沼国務大臣 御指摘の知的財産戦略会議でござりますけれども、これは小泉総理のもとで開催することに相なりました。

これは、御指摘のように、産業競争力の強化あるいは経済活性化の観点から活発な議論を行いまして、きょうも実は夕刻から予定をされておりまして、今後のスケジュールについてまず申し上げますと、本日の第二回の会合を開催する予定です。それで、六月中をめどに知的財産戦略大綱を取りまとめる運びになつております。

知的財産戦略というのは、御指摘いただきまして、司法制度、それから科学技術政策、通商政策等の分野と今は相関連するものであるために、やはり政府横断的な検討体制によりまして幅広い観点から検討を行うことが重要だ、こういうふうに思つております。また、国としては、知的財産を戦略的に保護し、活用する、そういうことをしていくためには、政府だけではなくて、大学

や企業における戦略的な取り組みも当然のことながり重要なございます。

この知的財産戦略会議におきましては、私ども関係閣僚に加えまして、大学や企業のトップの方々にも入つていただき、さらに知的財産専門家の有識者にも幅広く御参加をいたいでいるところであります。したがつて、大所高所から議論を進めていたく予定になつています。したがつて、こういう貴重な機会でございますので、具体的な検討の視野の範囲については、そこで議論の輪が広がつて、結果的にいい方向に決まることを私どもは望んでおりまして、初めからこうこうこうといふことで枠をはめる必要はない。

ですから、そういう中で、今いろいろな側面から御指摘いただいたそういう問題をすべて包括的に含んで、そして、六月に向かって大綱をまとめて、しつかりしたものを作つていく、こういう方向で取り組む予定でございます。

○後藤(茂)委員 ゼひ平沼大臣に積極的に発言をしていただきまして、知的財産戦略会議の成果ができる限り具体的で前向きになるようにお願いをしたいと思います。

ちょっととアメリカの例の話をさせていただきました。

アメリカでは、一九七〇年代の終わりから八〇年代にかけて、日本がジャパン・アズ・ナンバーワンでちょうど浮かれていたところでありますけれども、製造業の国際競争力が低下してきたという大変な危機感から、国を挙げて、産業競争力強化政策という観点からプロパテント政策を推し進めました。

米国のプロパテント政策には三つの流れがあつたと言われていますけれども、一つは、七八年のメダー委員会を出発点とする連邦巡回控訴裁判所の設置など、これは司法省や裁判所の動き。それから二番目には、七九年のカーター大統領の教書を出発点とした特許法関係のさまざまな動き、特許局を中心とした。それから三番目は、ヤング・レポートを出発点とする知的財産政策と通商政策のリンクを行つて、USTRなどを中心とした動きがあります。

ケージを行つて、USTRなどを中心とした動きがあつたわけです。

私は、実を言うと、こういう国家戦略は、アメリカの今の経済の復活について大変大きな意義を持っていたというふうに思つておりますけれども、こうしたプロパテント政策に対する大臣の御評価を伺いたいと思います。

○大島副大臣 私からお答えを申し上げたいと存じます。

先生が今おっしゃいましたように、アメリカにおきましては、七〇年代後半から八〇年代にかけて、産業競争力の低下への懸念が非常に高まりました。まさに、産業競争力の強化を実施してしまった時期でございますが、国を挙げて特許裁判所の創設あるいはバイ・ドール法の制定、さらにはガット・TRIPsを始めとする対外交渉の強化による国外での知的財産権の保護の充実などのいわゆるプロパテント政策を実施してまいりましたことは事実でございます。その政策は、九〇年代のアメリカの産業競争力の復活、強化に大きく貢献をしたと認識いたしております。

経済産業省といたしましても、プロパテント政策は、我が国との国際競争の強化を図り、経済の活性化を進める上で極めて重要な柱の一つであると考えております。

それを受けて、戦略本部は具体的に着手をして、例えば、一つの例ですけれども、昨年の一月にはADSはわずか一万八千しかなかつたのが、今段階で二百万を超えて、大体三十万か四十万ずつ伸びていて、ことしは最終的には九百万を超えるんじゃないかな、最終目標が三千万ですから、そういう実効が上がつてます。

したがいまして、IT本部のよう常設の特別な機関を設置する必要性については、やはりこれから検討して、そしてそのフォローアップのあり方、これは当然考えなければならないと思いますので、そういう形で、私はフォローアップ機関というのは絶対に必要だと思っています。

○後藤(茂)委員 次に、我が国企業の特許出願の状況についてはさまざま問題が指摘されております。

○後藤(茂)委員 次に、我が国企業の特許出願の状況についてはさまざま問題が指摘されております。

例を少し挙げてみると、一つ、我が国の特許取得活動が非常に国内重視となつていて、欧米企業が重要技術については日米欧での出願を積極的に行つてはいることと比較して考えてみると、我が国においてはどうも戦略的な出願が十分なされていないのではないか。一つ、改良特許が我が国の場合七割以上を占めている、日本企業自体が目指している基本特許は少ないんじやないか。一つ、分野別に見ると、電子部品分野では米国とそこそこの抗していまますけれども、IT、バイオ、化学分

野とかについては米欧に大きなおくれをとっています。そういういろいろな問題点が指摘されております。

我が国においても、知的財産を核とした企業戦略がしっかりと確立できるよう、国際化という観点からもしっかりと基盤整備を行うことが必要だうと思います。もう今のところでも、例えば、先端技術分野における早期審査をするようにしろとか、あるいは戦略的取得促進のためのガイドラインをつくる、それと、税務、財務上の支援をしろとか、あるいは職務発明制度の相当の対価についての争いにきちんと予見可能性を高めろだとか、あるいは営業秘密の保護強化を図るために不正競争防止法の強化をしろとか、いろいろ具体的な指摘も今なされております。

そういうことを一つ一つ早く的確にやつていくということだと思いますけれども、個々具体的な問題は時間があまりませんのでおおくとして、知的財産を核とした企業戦略のための基盤整備についての基本的な考え方を伺いたいと思います。

○及川政府参考人 幾つかの御指摘をいただいたと存じます。

おっしゃるような点を踏まえまして、私も、例えば御指摘の中核的な技術開発等につきましては、出願人の御要請に応じて優先的な審査の体制をそれなりに整えるとか、あるいは今御指摘のありました企業の知財支援等に関しましても、何ができるかといった点のガイドラインの策定等を考えたい、かように考えておりまして、まさに戦略会議、あるいは私ども省内に検討会を設けておりますけれども、そういうところで網羅的、体系的に議論を深めたい、かのように考えている次第でございます。

○後藤(茂)委員 たくさんお話ししたいことがありますので、次々に話が行ってしまいますけれども、大学についてはTLOの制度が構築されてはいますがけれども、知的財産の出願件数というのはアメリカと比較しても非常に少なくなっています。その結果として、民間に対する技術移転が円滑に

行われていないということが非常に大きな問題だというふうに思っております。アメリカやヨーロッパの状況などを見てみますと、大学が知的財産戦略のかなめとして非常にワークしているという認識があるわけあります。

そこで、まず大変基本的なことでありますけれども、この知的財産分野における大学の戦略性について大臣から基本的認識を伺いたいと思います。そこで、まず大臣から基本的認識を伺いたいと思います。

○平沼国務大臣 我が国経済の活性化を図るために、大学で生まれた技術シーズを民間へ円滑に移転して新規産業の創出につなげることが重要だと思っています。そのため、大学が戦略的に特許を取得しまして、それを活用することが必要であると認識しておりますけれども、我が国大学の特許出願件数は、二〇〇〇年には五百七十七件、米国の約十分の一の水準にとどまっています。技術移転機関のライセンス件数も、二〇〇〇年度百七件、これに至つては米国の三十三分の一、こういうことでござります。

このため、大学における戦略的な特許取得と技術移転を支援する観点から、特許庁といたしまして

でも、大学の研究者を対象に、工業所有権制度の戦略的活用が可能となるよう工業所有権セミナーを開催しております。平成十三年度は九十四回の実績をつけさせていただきました。

さらに、大学は、組織的に特許出願や特許管理ができる体制を整備することが言うまでもなく必要であることから、大学へ知財管理の専門家、これは知財管理アドバイザーといつておりますけれども、これを派遣する事業を平成十四年度から実施することにしております。

これに加えて、今御指摘の、大学からの技術移転を促進するために、TLOへ特許流通アドバイザーを派遣する等の特許流通促進事業を展開しております。TLOでは、二十六機関を既に承認をいたしまして、特許流通アドバイザーは、平成十三年度の実績で三十三名、こういうことになっております。

したがいまして、御指摘の点は非常に重要な点でございまして、特許庁としましては、こうした支援策を通じまして、大学におきまして戦略的な特許取得、活用のための体制の整備、意識の向上を期待し、我々も支援をしていただきたい、このように思っています。

○後藤(茂)委員 経済産業省としてそういう具体的なことをやるということは必要なことだと思っておりますし、どんどん推進していただきたいと思います。

基本的に言えば、大学の経営のあり方だとか、担当している関係者の問題意識をどうやって改革するかということが重要な点であります。その意味で、大臣としては、そういう問題意識かいう意味で、内閣全体としてどういうふうに大学を動かしていくかという点について、やはりしっかりと発言をしていただきたいなというふうに思つております。

それでは、少し産業の空洞化の問題について、特許権等にかかる問題として伺いたいと思います。

現在、中国との間で産業空洞化が非常に大きな問題となっています。もちろん日本は、これまでASEAN諸国にどんどん出ていったわけができるかといった点のガーディアンの策定等を考えておりまして、平成十三年度は九十四回の実績をつけさせていただきました。

それでも一つは、先ほど中国の話が出ました

ところです。

技術輸出入管理条例において、ライセンシングが、中国の企業が契約に定める技術目標を達成できるけれども、一例を申し上げさせていただきますと、技術輸出入管理条例において、ライセンシングが、日本企業が保証することをライセンサーが、日本企業が保証することを求める条項が存在する、これは国際的商慣行から見ても不合理である。そういうふうなものがある場合には、国として積極的にそのことを、途上国の方々に改善を要望していくということをやつていただきたいというふうに思つております。

○後藤(茂)委員 どういうふうにかかわるかということは結構難しい問題だと思いますから、今後引き続き十分検討していかなければいけない

し、我々も一緒に知恵を出していかなければいけないふうに思つております。

しかし、各企業によるコア技術のしっかりと管理の問題だとか、あるいはブランクボックストラブルを解決するとか、技術供与戦略をしっかりと確立するだとか、そういうことがまず基本になるというふう

に思います。そのため政府として何ができるというふうに考えておられるのかお伺いします。

○下地大臣政務官 お答えをさせていただきたいと思います。

今先生から御指摘いたしましたように、我が国は生産技術、ノウハウがアジアの国々に流出をしている、そのことで技術の優位性が損なわれておつしやいましたように、一義的には、やはり企業みずから営業秘密等の知的財産の社内管理強化に取り組むというのが不可欠ではないかというふうに思つております。

しかし、国としても、平沼大臣を中心とします経済産業大臣主宰の産業競争力戦略会議、総理大臣主宰の知的財産戦略会議においてもこの問題は取り上げられておりまして、我が国として企業に戦略的なガイドラインを策定する必要もあるのではないか、そういうふうな見解に立つて検討をしているところであります。

そしてもう一つは、先ほど中国の話が出ましたところです。

それで、一例を申し上げさせていただきますと、技術輸出入管理条例において、ライセンシングが、日本企業が保証することを求める条項が存在する、これは国際的商慣行から見ても不合理である。そういうふうなものがある場合には、国として積極的にそのことを、途上国の方々に改善を要望していくということをやつていただきたいというふうに思つております。

○後藤(茂)委員 どういうふうにかかわるかと

いうことは結構難しい問題だと思いますから、今後引き続き十分検討していかなければいけない

し、我々も一緒に知恵を出していかなければいけないふうに思つております。

それからもう一つ、オートバイだとか家電製品だとか電動工具だとかペアリング、実を言うとそ

こいらじゅうに中国の模倣品が激増しておりまして、最近では第三国へどんどん向こうが輸出して

おりまして、我が国の企業の被害というのには一兆円を超えてるというふうに言われております。

そういう中で、バイ、マルチの場を通じてきちんと規律を強化する、あるいは産業界横断的な専門の取り組み体制の整備をするなど、そして、まさにきょう問題になつてある知的財産権侵害製品に対する水際作戦、そういうものを徹底的にやる必要があるだろうというふうに思つておりますが、大臣にその点についての決意を伺いたいと思うのです。

○大島副大臣 今先生おっしゃいますように、我が国の企業の製品が模倣されて、アジアを中心とした地域へどんどん流出している、これは大変深刻な問題でござりますし、また抜本的なそういう対応策が求められていることはそのとおりでございます。

経済産業省におきましては、昨年の十月、産業競争力と知的財産を考える研究会、こういった会を設置いたしまして、模倣品被害への対応策について精力的に検討をしてまいつたところでございました。昨年の十二月には、そういったことに向けての対応強化に関する特別提言を、これも先生御案内のとおりでござりますけれども、まとめられました。

具体的には、権利侵害が発生している地域に対しては、二国間交渉の場を通じて模倣品の取り締まり強化を引き続き要請するとともに、中国も台湾もWTOに加盟をいたしてまいりましたし、そういうこともありまして、WTOの法令レギュレーション等を活用してそういう問題にも取り組んでまいりたい、是正を求めてまいりたい、こんなふうに思つております。と同時に、途上国に対する策の強化を図る、こういったことも必要でござりますので、本年の四月に設立が予定されております国際的財産保護フォーラムと連携して、侵害が発生している地域へのミッションの派遣等も考

えているところでござります。

そして、従来より水際における取り締まりをしてまいつたところでございますけれども、今後とも関係省庁と一層の連携を図りながら、その適正な執行に努めてまいりたいと思っているところでございます。

○後藤(茂)委員 次に、知的財産権にかかる司法上の問題について少しお伺いをしたいと思いま

す。

現在、司法上の問題、裁判上の問題についてはさまざま問題点が言われております。これもちょっとと羅列的に申し上げますと、一つ、知的財産の侵害訴訟を早期に解決するために、日本企業がアメリカで訴訟を選択する場合が出てきています。一つ、アメリカは、迅速に各国に先駆けた判断をどんどんすることによって国際的な理論構成をリードして、結果として事実上の世界標準をつくる結果になつていて。一つ、我が国は知財専門家の数が少ないために十分に対応が困難ないといふふうな問題意識があるなどなど、いろいろな指摘があります。これだけではないと思います。発明者にとって使いやすい制度であって、当事者がから信頼される司法制度を構築する必要があるんだろうと思います。

関係者の裁判への信頼をより高めて、紛争をできる限り早期に解決する、そういう観点から、技術的素養を持つ、特許法などの法律知識あるいは国際的な事情に詳しい裁判官を集めめた知的財産裁判所の開設を図るなど、知財関係訴訟への対応強化についていろいろ考えていく必要があると思いませんけれども、その施策についての考え方を法務省に伺いたいと思います。

○下村大臣政務官 委員御指摘のとおりでございまして、知的財産権関係訴訟事件への総合的な対応強化の方策につきましては、司法制度改革推進計画に基づき、東京、大阪両地方裁判所の知的財産専門部を実質的に知的財産裁判所として機能させるという見地から、制度において、知的財産権関係訴訟事件の東京、大阪両地方裁判所への

専属管轄化や、いわゆる専門委員制度を導入するなどの手当で講ずることを検討しております。

また裁判所におかれても、東京、大阪両地方裁判所の専門性を備えた裁判官や技術専門家である裁判所調査官を集中的に投入することに

よって、裁判所の専門的処理体制をより強化することなどの措置を講じておられると承知しております。

これらの措置を通じまして、知的財産権関係訴訟への対応強化が総合的に図られるものと期待しております。

○後藤(茂)委員 将来的には知的財産裁判所のようものをつくっていくということが必要だらうと思います。

これららの措置を通じまして、民訴法による裁判所調査官を集中的に投入することに

問題については、訴訟手続と行政手続の関係に関連をどう考えるかについてございますけれども、御指摘の最高裁判決を受けまして、議論

います。

○下村大臣政務官 特許侵害訴訟と特許無効審判との関係をどう考えるかについてございますけれども、御指摘の最高裁判決を受けまして、議論

います。

そこで伺いますが、特許無効審判の関係について、どのように今後検討をしていくのか、法務省の見解を伺いたいと思

います。

○後藤(茂)委員 特許侵害訴訟と特許無効審

判との関係をどう考えるかについてございますけれども、御指摘の最高裁判決を受けまして、議論

します。

○下村大臣政務官 特許侵害訴訟と特許無効審

判との関係をどう考えるかについてございますけれども、御指摘の最高裁判決を受けまして、議論

します。

○後藤(茂)委員 特許侵害訴訟と特許無効審

判との関係をどう考えるかについてございますけれども、御指摘の最高裁判決を受けまして、議論

します。</

法曹に対する需要がますます多様化、高度化する

ことが予想される中で、二十一世紀の司法を支えるにふさわしい法曹を養成するためには、知的財産権に関する分野を初めといたしまして、社会の新しいニーズにこたえる高度の専門的教育を行うことが重要となると考えております。

各大学におかれましても、そのような先端的、専門的な分野につきまして、法科大学院における教育の充実について積極的な検討がなされているものと承知しております。

司法制度改革推進本部の事務局といたしまして、委員会も、各大学が、その創意工夫によりまして、委員会御指摘のような社会のニーズに合った法科大学院を目指して、独自性、多様性を十分に発揮できます。法科大学院の枠組みにつきまして所要の検討を進めているところでございます。

○後藤(茂)委員 弁理士の訴訟代理権の問題について、先ほど他の委員からも話がありましたけれども、私からも一つだけお伺いし、御意見を申し上げたいと思います。

弁理士に訴訟代理権が付与されておりますけれども、その対象は、工業所有権とか特定不正競争防止ということで、特定侵害訴訟に限られておりません。また、共同受任に限られているというような制約があるわけあります。

隣接の法律専門職種の有する専門性をこれから活用していくということは、日本の裁判所と専門化に対応する姿勢として非常に重要ななるというふうに思います。こうした観点から、今後、今言つた二つの特定侵害訴訟の問題と共同受任の問題と弁理士の訴訟代理について、その範囲の見直しを図ることを検討すべきだと思いますが、法務省の見解を伺いたいと思います。

○下村大臣政務官 今回の弁理士法改正による弁理士に対する訴訟代理権の付与は、司法制度改革審議会意見を踏まえたものでございまして、委員会御指摘のような制限が付されておりませんけれども、これにより、弁護士と弁理士の専門的知見の相互活用を図り、審理の充実、迅速化の要請にこ

たえることができるものと思われます。

委員御指摘の、弁理士が訴訟代理人となること

ができる事件の範囲を拡大するかどうか、また、弁理士に単独受任、単独出廷を認めるかどうかと

いう点につきましては、今後、新しい制度の運用状況や新しい制度のもとでの弁護士、弁理士の活動状況などの実情を十分見きわめた上で関係省庁とともに検討してまいりたいと考えております。

○後藤(茂)委員 ネットワーク社会における課題が丸々残つてしましましたが、知識や情報が付加価値の源泉となる新しい経済社会システムを発展させるためには、それにふさわしい制度を早急につくつしていく必要があるわけであります。

情報の受発信が全く自由であつて、情報の複製や加工が非常に簡単であつて、それが国境を越えたグローバルな情報交換として簡単にネットワーク化される、こういうネットワーク社会であります。そういうネットワーク社会における知的財産制度のあり方について、大臣としての基本的な認識を伺いたいというふうに思います。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

情報通信技術の進展に伴いまして、情報の交換がこれまでにない規模、密度、範囲で行われて、経済社会のネットワーク化、デジタル化が急速に現在進展をしているところでございます。

若干例を申し上げますと、インターネット利用者というのは、平成八年に一千五百五十五万人でしたけれども、十二年には四千七百万人になる、そういう形でどんどん伸びてきております。

こうした情報通信技術の発展というのは、経済活動において情報コストを低減させる効果を有するとともに、取引の形態でございますとか事業形態などの転換によりまして、多様なビジネスの可能性を提供するものでありますと、それが新たな産業の創出や育成の源泉となり得るものだと思つています。

さらに、ITの活用を通じた新規産業の創出と産業の効率化によりまして、経済構造の高度化と国際競争力の強化、ひいてはそれらを通じた持続

的な経済成長と雇用の拡大、これが達成されることを私どもは期待しています。

もう一方、ネットワーク上を流通するデジタル

情報というのは、御指摘のように、極めて容易かつ低成本で複製が可能でございまして、国境を越えたグローバルな流通が行われることから、ネットワーク上の情報財については、より強力な保護が要請をされているところであります。

こういった知識や情報が付加価値の源泉となるべき課題だ、私どもはこういうふうに思つております。

新しい経済社会システムの発展に向か、これにふさわしい知的財産制度を早急に確立することが喫緊の課題だ、私どもはこういうふうに思つております。

既に、平成十二年十一月に成立したいわゆるIT基本法を受けまして、御承知のように、五年以内に世界最先端のIT国家を目指すe-Japan戦略が策定されておりまして、昨年三月には、この青写真とも申せますe-Japan重点計画が公表されているところでございます。私どもとしては、その着実な実施を図つてまいりたいと思つております。

それに加えて、国境を越えた情報流通に係る管轄権の問題への対応とか、情報の権利者、制作者、流通事業者のすべての関係者が正当な報酬を得ることによりまして、より情報が円滑に流通できる環境整備を鋭意進めていなければなりません。そういう環境整備を锐意進めていなければならぬ、このように思つております。

○後藤(茂)委員 最後に一問だけ伺いますが、国境を容易に越えて事業活動が行えるネットワーク

社会においては、我が国の知的財産権侵害行為の範囲は、海外で実施されても侵害が生じている場合、あるいは逆に、海外にいろいろな形で侵害が生じている場合、日本の法律上、そ

うです。

前回の弁理士法の一部改正から、そのときはまだ弁護士さんとの話し合い、折り合いがなかなかうまくつかなくて、弁理士さんが訴訟代理権を獲得するまでに至らなかつたわけですが、今回これに踏み切りまして、共同受任とはいひながら訴訟代理人の道を開いていただき、これは大変弁理士さんにとっても一步前進をしたのじやないかと思います。

今後は、裁判の専門性、技術的な形からいつても、やはり弁理士さんにもつともっと活躍してもう、それは単独受任しかないのではないか、このように思うわけですが、多くの意見、そしてまた答弁によつても、より積極的な感じを受けましたので、今後ともひとつよろしくお願ひいたしたいと思います。

また、戦略会議の意向が、大体三年ぐらいでこ

に向けてどのように貢献していくのか、そのことについて最後に伺いたいと思います。

○及川政府参考人 御指摘の問題の重要性は私どもも認識をさせていただいているところでございまして、産構審等でも、早急に取り組むべき課題であるとの御指摘をいたいでいるところでございます。したがいまして、当省といたしましても、さまざまな研究を行いつつ、具体的な対応方針の検討を進めたいと思っております。

なお、特にこの問題につきましては、国境を越えた問題につきましては、現在、ハーグの国際私法会議でござりますとかWIPOでも議論が行われております。商標権につきましては、昨年、WIPOによりまして共同勧告が出されるなどの一連の成果も上がつておられます。

こうした国際議論の場におきまして、実効のある保護が確保されるよう、御指摘の国際的な紛争処理ルールの整備に向けまして私どもも積極的に貢献してまいりたい、かように考えております。

○後藤(茂)委員 終わります。

○谷畠委員長 中山義活君。

○中山(義)委員 おはようございます。

前回の弁理士法の一部改正から、そのときはまだ弁護士さんとの話し合い、折り合いがなかなかうまくつかなくて、弁理士さんが訴訟代理権を獲得するまでに至らなかつたわけですが、今回これに踏み切りまして、共同受任とはいひながら訴訟代理人の道を開いていただき、これは大変弁理士さんにとっても一步前進をしたのじやないかと思います。

今後は、裁判の専門性、技術的な形からいつても、やはり弁理士さんにもつともっと活躍してもう、それは単独受任しかないのではないか、このように思うわけですが、多くの意見、そしてまた答弁によつても、より積極的な感じを受けましたので、今後ともひとつよろしくお願ひいたしたいと思います。

また、戦略会議の意向が、大体三年ぐらいでこ

れからの日本の知的財産権を活用した経済発展に

道筋をつける、このように言つておりますが、外
国の場合、特にアメリカのヤング・レポートや何
かが大変謙虚に描かれておりまして、そして、や
る気というものがすごく見えていたわけですね。

できても大企業は融資を受けないだろうと、こんな話も出ているわけですよ。

そこで、これから世の中は何が必要かということだと思うんですね。

先ほどジャパン・アズ・ナンバーワンという話が出ましたが、むしろジャパン・アズ・オンリー・ワン、日本独自の生き方が大切だというふ

いかんせん、小泉さんの方で三年という話がありましたがけれども、もつと経済産業省が中心になつて、これを一年ぐらいでやつていこうという意欲はないんでしようかね。その辺が私は一番心配なことなんですね。

過去に、私どもいろいろな質問しましたが、その中に、この「はばたけ 知的冒険者たち」、これはかなり参考になると思いまして、「これは、民主党版ヤング・レポート」と称しておりまして、多くの方にお読みいただいているんです。弁護士さんや弁理士さんもこれを読んで、いや、さすがに民主党だ、こう言っているわけですから、どうかお読みになつて、少しでも早く戦略を練つていただきたい、このように思うわけです。どちらかと云ふと、小泉さんの今までのやつてきたことは、かけ声倒れだと云う話も若干あるわけですね。

なぜかとといいますと、このまま、今の経済状況を見る、構造改革をする、その次は、例えば銀行が元気になつたと。しかし、融資をどんどんして企業がまた元気になって、大量生産、大量消費、そういう社会なのかどうか、それも極めて不透明なわけですね。本当に銀行はよくなつたけれども、じやん銀行が融資する場所があるのか、または、融資して、それが設備投資をどんどんしてくれるのかどうか、というようなことは、必ずしもそうでないと思うんですね。

よく野村総研なんかがやつてるのは、バランスシート不況だと言つていて、今までのバランスシートが狂つていて、どうしても銀行に返済をどんどんしちやつていると。だから、銀行にお金が

日本のそういう知的社會をつくつていくために、いかにそこにインセンティブを与えて、知の創造

とが大事なんですね。つまりビジネスプランですね。そういうものに対して融資をしていくといふ

うことがすごく大事だと私は思っていますが、そういう知恵の時代の中で、新しい経済産業省の支援の仕方といいますか、そういうようなものもこれ

からぜひ考へていただきたい。

戸一戸の店でも、例えばスープの味なんかも、
げて、言うまでもないんですけども、本当に

れも、よく職人さんは、あのスープの味を盗むだと言いますね。あそこの店のスープの味を盗ど。つまり、そこには企業秘密というものがある

と思うんです。
町でやつて いるいろいろなしにせの商売や何

でも、実はこれが企業秘密なんですね。非常にそとは違うものをやっているわけで、今後ともそういう商店とか新しい商売に対して、そういう

ところに目を向けて融資をやつていただきたい
売掛金のそれも結構なんですが、何か、もつと

もしろい知恵を出せ
おもしろいアイデアを持
てこい、そこに融資をしようじゃないかという
え方をひとつ持つていただきたいと思うんです

それからもう一つは、その知恵の社会といふのはどういうものであるか。学校教育といふものは、二、三の特徴によつて、今日の日本社会

の中には、新しい発言もたは、今回の判決法一部改正の中でいろいろ論議されたこと

するんですね。

金銭といふのは、當時に元氣がなかったら、置くところころ転がつちやうからこれ六角に削ったんだ、これが実用新案というんだ

とか、そうやつて、子供たちとの対話の中で、明とか発見がどういうものであるか、新しいことを考へることはどういうことであるか。例えば

教育の中でも、昔我々がつくった糸巻き戦車だ
かなどとか、ああいう技術の中にも新しいい
いろなアイデアがあるわけです。

そういう面で、きょうは文部科学省の方から来ていただいているんですね。ちょっと学校教育の中、こういうような、発明であるとか発見であるとか、または、新しい知的財産を活用した社会というものがどういうものであるか、または、大量生産、大量廃棄はもう終わって新しい社会が来ているということを教育でどうやって子供たちにインセンティブを引いてそういう勉強をさせか、その辺は、何がありますか。

○玉井政府参考人 お答えを申し上げます。

まず、著作権や特許権等のいわゆる知的財産業の進展に伴いまして大変重要になつてきているという認識がございまして、したがつて、学校教育においてもその指導を行うことはそもそも重要なとまでは考えております。

現在どのようにひとつ目を向けてますと、文化や産業の進展に伴いまして大変重要になつてきているというところにひとつ目を向けてますと、文化や産業においてもその指導を行うことはそもそも重要なとまでは考えております。

現在どのようにひとつ目を向けてますと、文化や産業の進展に伴いまして大変重要になつてきているというところにひとつ目を向けてますと、文化や産業においてもその指導を行うことはそもそも重要なとまでは考えております。

現在どのようにひとつ目を向けてますと、文化や産業の進展に伴いまして大変重要になつてきているというところにひとつ目を向けてますと、文化や産業においてもその指導を行うことはそもそも重要なとまでは考えております。

それから発明というものはどういうものであるか、どういうところから知恵が生まれてくるのか、そういうことを講師として呼んでやつてください。そういう勉強も大切で、子供のうちから発明だと発見に対してすごく興味を持つことが大事だと思つています。その辺ぜひお願いをしたい。

今、子供たちの中で案外わからないと思ひますよ、いろいろなことが。だから伝記を通じて、エジソンだとかフォードだとかそういう人たちが、どういう知恵で大きなものを編み出していくか、こういうことが教育の中で一番大事じゃないですか。

日本の子供たちに欠けているところは、発明をするというのはどういう意味だが、自分で考へるんですよ。教わるんじゃないんです。自分で考へる。自分で考へることはどういうことなのか、そういうことをもっと、伝記だとか何かを通すと同時に、発明をしようとしている研究の現場とか、そういうところに連れていくつてくださいよ。それじゃなきや、週休二日になんかして、子供はどんどん頭がおかしくなっちゃいますよ。本当に勉強できるところへちゃんと連れていくつて、子供たちが本当に体験的に何かつくろうと意欲を持たせるように考へてください。

もう一回ちょっと答弁してください。

○玉井政府参考人 大変貴重な御指摘をいたしました。かようにも思つております。

学校教育は、これまで、どちらかといふと教師が教えることが中心でございました。これは今後とも必要でござりますけれども、同時に、

と調べてみると、その中で、単に受け身ではなくて、そして発信するようなそういう教育をやつてみたい、かようにも思つてゐるところでござります。

○中山(義)委員 きょうは弁理士の皆さんもお見えなんですが、学校教育の中で、今、総合学習なんてやつていますね。弁理士さんなんかをお呼びして、特許というものはどういうものであるか、そういう意味で、社会人の方々に学校教育にいえなんですが、学校教育の中で、今、総合学習なんてやつていますね。弁理士さんなんかをお呼びして、特許というものはどういうものであるか、

それから時間が、これは教師だけではなかなかやりにくいところがございますので、ぜひ社会を挙げてまた応援をしていただきたい、私どももそういう方向で努力をしていきたいと思つております。

○中山(義)委員 御意見をちょっと申し上げておきたいんですが、要するに、一九六〇年代後半から七〇年代、アメリカの例ええばトランジスタラジオを分解して日本がもつといいものをつくつちや

う、しかも値段は安い、大量でつくれる、品質もうまい時代が、要するに、一九六〇年代後半から七〇年代、アメリカの例ええばトランジスタラジオを分解して日本がもつといいものをつくつちやう、しかも値段は安い、大量でつくれる、品質もうまい、こういう時代があつたわけですね。ある総理大臣が、何か、トランジスタのセールスマントラで言つた時代があった。そのくらい物まねなんて言つた時代があつた。そのくらい物まねがうまかつたわけですよ。そういう先人の努力と

いうことも大事なんですよ。だけれども、今、学校教育の中でもう一つ大事なのは、知的な物を創造していくことだと思うんです。

そこで、経済戦略会議でやつてあるような中で、恐らく経済産業省もお考えだと思うんですが、創

造サイクルというのをしっかりと教えていただきた

いんです。知的財産を創造する、そこがます一つ

大事ですね。それから、発明したものは保護を受

られる、大事ですね。それをまねした人は訴えら

れる。そして、その技術や発明が、商品や、また

文部省の方に少しそういう頭がないと日本の国は

をしつかり教えてもらいたいんですよ。そういう

意識はありますか。知的創造サイクルなんとい

うのは、ここにいろいろ出でているんですけども、

また実感を伴ひながらいろいろな活動、例えば、

みずから実験をしてみる、みずからいろいろなこ

とを調べてみると、その中で、単に受け身ではなくて、そして発信するようなそういう教育をやつてみたい、かようにも思つてゐるところでござります。

○中山(義)委員 きょうは弁理士の皆さんもお見

えなんですが、学校教育の中で、今、総合学習な

て、子供たちに、できるだけ体験し実感する、そ

ういう教育を努力していきたい、かようにも思つて

おります。

○中山(義)委員 大臣、ひとつ、社会的に、いわ

ゆる弁理士さんの存在とかそういうものがまだよ

くわかつてないと思うんですね。発明をしてそ

ういうものが世の中にどれだけプラスになつてい

ます。したがつて、今おっしゃったことも含め

て、したがつて、今おっしゃったことも含め

て、子供たちに、できるだけ体験し実感する、そ

ういう教育を努力していきたい、かようにも思つて

おります。

○中山(義)委員 大臣、ひとつ、社会的に、いわ

ゆる弁理士さんの存在とかそういうものがまだよ

くわかつてないと思うんですね。発明をしてそ

ういうものが世の中にどれだけプラスになつてい

ます。したがつて、今おっしゃったことも含め

て、したがつて、今おっしゃったことも含め

て、子供たちに、できるだけ体験し実感する、そ

ういう教育を努力していきたい、かようにも思つて

おります。

○中山(義)委員 大臣、ひとつ、社会的に、いわ

ゆる弁理士さんの存在とかそういうものがまだよ

くわかつてないと思うんですね。発明をしてそ

ういうものが世の中にどれだけプラスになつてい

ます。したがつて、今おっしゃったことも含め

て、したがつて、今おっしゃったことも含め

て、子供たちに、できるだけ体験し実感する、そ

ういう教育を努力していきたい、かようにも思つて

おります。

○中山(義)委員 大臣、ひとつ、社会的に、いわ

ゆる弁理士さんの存在とかそういうものがまだよ

くわかつてないと思うんですね。発明をしてそ

ういうものが世の中にどれだけプラスになつてい

ます。したがつて、今おっしゃったことも含め

て、したがつて、今おっしゃったことも含め

て、子供たちに、できるだけ体験し実感する、そ

ういう教育を努力していきたい、かようにも思つて

おります。

○中山(義)委員 大臣、ひとつ、社会的に、いわ

ゆる弁理士さんの存在とかそういうものがまだよ

くわかつてないと思うんですね。発明をしてそ

ういうものが世の中にどれだけプラスになつてい

ます。したがつて、今おっしゃったことも含め

て、したがつて、今おっしゃったことも含め

て、子供たちに、できるだけ体験し実感する、そ

ういう教育を努力していきたい、かようにも思つて

おります。

○中山(義)委員 大臣、ひとつ、社会的に、いわ

ゆる弁理士さんの存在とかそういうものがまだよ

くわかつてないと思うんですね。発明をしてそ

ういうものが世の中にどれだけプラスになつてい

ます。したがつて、今おっしゃったことも含め

て、したがつて、今おっしゃったことも含め

て、子供たちに、できるだけ体験し実感する、そ

ういう教育を努力していきたい、かようにも思つて

おります。

○中山(義)委員 大臣、ひとつ、社会的に、いわ

ゆる弁理士さんの存在とかそういうものがまだよ

くわかつてないと思うんですね。発明をしてそ

ういうものが世の中にどれだけプラスになつてい

ます。したがつて、今おっしゃったことも含め

て、したがつて、今おっしゃったことも含め

て、子供たちに、できるだけ体験し実感する、そ

ういう教育を努力していきたい、かようにも思つて

おります。

○中山(義)委員 大臣、ひとつ、社会的に、いわ

ゆる弁理士さんの存在とかそういうものがまだよ

くわかつてないと思うんですね。発明をしてそ

ういうものが世の中にどれだけプラスになつてい

ます。したがつて、今おっしゃったことも含め

て、したがつて、今おっしゃったことも含め

て、子供たちに、できるだけ体験し実感する、そ

ういう教育を努力していきたい、かようにも思つて

おります。

○中山(義)委員 大臣、ひとつ、社会的に、いわ

ゆる弁理士さんの存在とかそういうものがまだよ

くわかつてないと思うんですね。発明をしてそ

ういうものが世の中にどれだけプラスになつてい

ます。したがつて、今おっしゃったことも含め

て、したがつて、今おっしゃったことも含め

て、子供たちに、できるだけ体験し実感する、そ

ういう教育を努力していきたい、かようにも思つて

おります。

○中山(義)委員 大臣、ひとつ、社会的に、いわ

ゆる弁理士さんの存在とかそういうものがまだよ

くわかつてないと思うんですね。発明をしてそ

ういうものが世の中にどれだけプラスになつてい

ます。したがつて、今おっしゃったことも含め

て、したがつて、今おっしゃったことも含め

て、子供たちに、できるだけ体験し実感する、そ

ういう教育を努力していきたい、かようにも思つて

おります。

○中山(義)委員 大臣、ひとつ、社会的に、いわ

ゆる弁理士さんの存在とかそういうものがまだよ

くわかつてないと思うんですね。発明をしてそ

ういうものが世の中にどれだけプラスになつてい

ます。したがつて、今おっしゃったことも含め

て、したがつて、今おっしゃったことも含め

て、子供たちに、できるだけ体験し実感する、そ

ういう教育を努力していきたい、かようにも思つて

おります。

○中山(義)委員 大臣、ひとつ、社会的に、いわ

ゆる弁理士さんの存在とかそういうものがまだよ

くわかつてないと思うんですね。発明をしてそ

ういうものが世の中にどれだけプラスになつてい

ます。したがつて、今おっしゃったことも含め

て、したがつて、今おっしゃったことも含め

て、子供たちに、できるだけ体験し実感する、そ

ういう教育を努力していきたい、かようにも思つて

おります。

○中山(義)委員 大臣、ひとつ、社会的に、いわ

ゆる弁理士さんの存在とかそういうものがまだよ

くわかつてないと思うんですね。発明をしてそ

ういうものが世の中にどれだけプラスになつてい

ます。したがつて、今おっしゃったことも含め

て、したがつて、今おっしゃったことも含め

て、子供たちに、できるだけ体験し実感する、そ

ういう教育を努力していきたい、かようにも思つて

おります。

○中山(義)委員 大臣、ひとつ、社会的に、いわ

ゆる弁理士さんの存在とかそういうものがまだよ

くわかつてないと思うんですね。発明をしてそ

ういうものが世の中にどれだけプラスになつてい

ます。したがつて、今おっしゃったことも含め

て、したがつて、今おっしゃったことも含め

て、子供たちに、できるだけ体験し実感する、そ

ういう教育を努力していきたい、かようにも思つて

おります。

○中山(義)委員 大臣、ひとつ、社会的に、いわ

ゆる弁理士さんの存在とかそういうものがまだよ

くわかつてないと思うんですね。発明をしてそ

ういうものが世の中にどれだけプラスになつてい

ます。したがつて、今おっしゃったことも含め

て、したがつて、今おっしゃったことも含め

て、子供たちに、できるだけ体験し実感する、そ

ういう教育を努力していきたい、かようにも思つて

おります。

○中山(義)委員 大臣、ひとつ、社会的に、いわ

ゆる弁理士さんの存在とかそういうものがまだよ

くわかつてないと思うんですね。発明をしてそ

ういうものが世の中にどれだけプラスになつてい

ます。したがつて、今おっしゃったことも含め

て、したがつて、今おっしゃったことも含め

て、子供たちに、できるだけ体験し実感する、そ

ういう教育を努力していきたい、かようにも思つて

おります。

○中山(義)委員 大臣、ひとつ、社会的に、いわ

ゆる弁理士さんの存在とかそういうものがまだよ

くわかつてないと思うんですね。発明をしてそ

ういうものが世の中にどれだけプラスになつてい

ます。したがつて、今おっしゃったことも含め

て、したがつて、今おっしゃったことも含め

て、子供たちに、できるだけ体験し実感する、そ

ういう教育を努力していきたい、かようにも思つて

おります。

○中山(義)委員 大臣、ひとつ、社会的に、いわ

ゆる弁理士さんの存在とかそういうものがまだよ

くわかつてないと思うんですね。発明をしてそ

ういうものが世の中にどれだけプラスになつてい

ます。したがつて、今おっしゃったことも含め

て、したがつて、今おっしゃったことも含め

て、子供たちに、できるだけ体験し実感する、そ

ういう教育を努力していきたい、かようにも思つて

おります。

○中山(義)委員 大臣、ひとつ、社会的に、いわ

ゆる弁理士さんの存在とかそういうものがまだよ

くわかつてないと思うんですね。発明をしてそ

ういうものが世の中にどれだけプラスになつてい

ます。したがつて、今おっしゃったことも含め

て、したがつて、今おっしゃったことも含め

て、子供たちに、できるだけ体験し実感する、そ

ういう教育を努力していきたい、かようにも思つて

おります。

○中山(義)委員 大臣、ひとつ、社会的に、いわ

ゆる弁理士さんの存在とかそういうものがまだよ

くわかつてないと思うんですね。発明をしてそ

ういうものが世の中にどれだけプラスになつてい

ます。したがつて、今おっしゃったことも含め

少なくとも私の時代にはなかったわけです。ですから、そういうことを理解させて、そういう問題意識を持つということは非常に必要だと思います。

経済産業政策の中にもそういうことに取り組めと、本当にそれは必要なことだと私は思つております。まして、これは委員御承知のように、たしか四月十八日だったと思いますけれども、発明の日、こういうことになつておりますけれども、全国に発明協会があつて、その中で行事をし、催し物をして、そして発明を奨励して、そういう意欲を喚起する、こういうことはあるわけですけれども、しかしそれを、おっしゃるよう、小さいときから物を創造したりそういう意識を持たせるということ是非常に必要ですし、私どもとしても、これは経済産業政策の中で、そういうことにも力点を置いていろいろ工夫をしてみたい、このように思います。

○中山(義)委員 私ども、何か発明しようとか発見しようとか、やはりすごく大事なことでございまして、選挙一つやるにしても、こういうふうにやつたら自分の名前が売れるんじやないかとか、何かこういうのも一つの知恵で、そこは知恵と知恵との闘いになつてきて、やはり知恵のある者が勝つ、そういう時代だと思うんです。今までは、お金があつたり、ただ大量に後援会をうんとくれば勝つというようではないと思うんですよ。やはりいい政策を発表しながら、いろいろな知恵を絞つて、お金のかからない選挙運動をやるというのが我々のモットーでございますので、そこが知恵だと思うんですね。ですから、我々は、大企業がお金に任せて何かやるというところを、逆に中小企業は知恵や工夫でやつていくと思うんです。

ですから、私どもは、今回の知的財産とかこういうものに基本法みたいなものを設けて、基本法をしっかりとしたものをつけ、もっと国民に、我が国は知的財産というものをこれだけ大切にしているという基本法をやはりアピールしてもらいたいと思うんですね。

今まで広報であるとかそういうものを通じて

それはいろいろやれるかもしない。だけれども、本当にやつて新しいものを生み出すといふことは、自分の大きな仕事となるし、お金にもなるし、そういう面で、夢を大きく子供が盛り込まれているというようなそういう試みはいかがでしょうか。

○平沼国務大臣 総理主宰でありますITT戦略会議、それにはITT基本法というのが存在をしています。ですから、この知的財産というのも非常に大きな問題であります。したがいまして、知的財産戦略会議の中の議論を通じながら、私は、そういう方向性も当然出てくるんじゃないかな、私の認識ではそれだけこれは大切な問題だと思つております。

○中山(義)委員 あと、テレビで最近よく出てきて、私どもいろいろな人から聞かれるんですが、それが青色発光ダイオードの問題とか、それからバチスロの、何かやつて七十億円取られたとか取られないと書いてあって、そういうことが何なのかな一般的人はよくわからなくて質問されるわけですね。いや、あれは人のまねして、勝手にまねしちゃつて訴えられたんだよと言ふんですけれども、実態がよくわからないということが現実でございまして、やはりこういう、さつきの創造サイクルというものがしつかりわかっていないんですね、一般の人。

要するに、まず、知的財産を生み出すという、ここにも非常に大事な要素がある。しかし、それをつくつたら、今度は、知的財産には保護があるんだ、保護されるんだ、これを主体に商売ができるんだ。その最後に、訴訟というものがあるわけですね。この訴訟というのはすごく大きいわけですよ。今言ったように、訴訟で敗訴すれば七十億取られるわけですから。

これは、人の権利を勝手に侵害したということ

十億なんてこの間もちょっと前にありましたけれども、まだまだ国民の間にそういうものが浸透していない。だから、人のアイデアを盗むのも平気だ、人の考えたことをまねしてやつたり、そんなことを平気でやつていいわけです。

私どもの地域でも、看板や何かでも、せつかく浅草らしいにせのいいものをつくつても、それをまねしてみたり。今、手ぬぐいなんかをハンドメードでつくつてあるんですけど、それを今度、あるところがプリントしちゃつてばあつと売つていたわけですよ。どうしたらいかと相談に来たときがありました。でも、その人は、自分で文句を言いに行つて、結局はけんか腰でやつてそれをやめさせましたけれども。本来これは裁判にかかる

ような問題なんだよというようなことも初めてそのときにその人に教えたらへえ、これで裁判で起きるなんという、まだそういう認識があります。ですから、いかにこれからプロパテント政策をやつしていくか。こういうことに関しては、そういうときにその人に教えたらへえ、これで裁判で起きるなんという、まだそういう認識があります。まずは、教育の分野からいろいろ啓蒙していく、先ほど言つたように、弁護士さんと弁理士さんの区別もつかない人がほとんどなんですかから。だから、そういう面でもしつかりとしたプロパテント政策、これはこういうものだということをしつか

きよう、実は古屋副大臣に質問しようと思ったのですが、きょう出張なんですね。実は、一緒にWIPONに行きましたやつたわけですよ。随分いろいろなお話を私どもしてきて、向こうからもなかなかおもしろい回答ももらつたんですけど、実感として、国際的な立場に立つた知的財産の訴訟のあり方とか、または、裁判をやつていたつて、結局裁判費用ばかりかかってもうからないというか、結果的には、裁判費用が高くなつちゃつたと。だから、裁判外の調停とかいろいろなものがありまして、その辺についても細かく経済産業省に仕切つていただきたい、このように申し上げまして、私の質問を終わります。

○谷畠委員長 達増拓也君。
○達増委員 まず、弁理士法改正案の方から質問をいたします。

今回の法改正で、弁理士会が研修、試験を行つしかしながら、裁判のスピードとかそういうものから見て、弁理士さんの問題についても、弁護士さんが訴訟代理人になつたとき共同で受任するというのじゃなくて、本来は、一番技術的にも、その制度やまたはそういう知的財産権の本質を知っている弁理士さんが活躍できるような場をつくつていただきたい。

それから、弁理士さんも教育の場で、今度学校へも行つて、発明とか発見とかはどういうものだ、しかしそれにはこういう手続が必要る、そして、人のやつたことをまねするところやつて罰則を受け

るんだよ、だから、こうやつて新しいものを生み出すということは、自分の大きな仕事となるし、お金にもなるし、そういう面で、夢を大きく子供たちにも植えつけられるように、ぜひそういう交流も含めていただきたい、こう思うわけです。

またもう一つは、土業というのがありますので、やはり経済産業省が間に入つて、今後、弁護士さんと弁理士さんの間をうまく協調してやつていくとか、いろいろやつていただきたい、このように思います。

○下地大臣政務官 達増先生の御質問にお答えを

させていただきます。

特定侵害訴訟代理業務を行うためには、弁理士は、特定侵害訴訟代理業務試験に合格をしなければなりません。合格をした後、弁理士登録簿に合格した旨の記載を加えることになるわけです。これは付記登録を行う必要があるわけであります。

付記登録が行われた場合には、官報によつて広く公示されること、そして日本弁理士会も、ユーチャーの個別照会に応じて情報を提供すること、さらには、インターネットを通じて公表することも検討しているようであります。

また、平成十二年の改正によりまして弁理士の広告規制が撤廃されました。訴訟代理権の有無についてもユーチャーへの積極的なPRが可能になりましたので、ユーチャーの便利性をより高めるものと期待をしております。

○達増委員 今、答弁の最後にあつた、ユーチャーの利便性ということが一番重要なとおもいますので、政府の方もそこを踏まえた対応をしていかなければならぬと指摘したいと思います。

次に、特定侵害訴訟代理業務試験に合格するためには研修の修了が前提となつておりますけれども、先ほどほかの委員からの指摘もありましたけれども、この研修、時間がかなりとられるわけでありまして、実際、実務についている弁理士がその研修を受けていくのはなかなか負担が大きいわけであります。一方、今までも、特許等に関する侵害訴訟の補佐人ということはあつたわけでありまして、補佐人として法廷での経験をかなり積んでいる弁理士さんもいるわけであります。

したがいまして、そういう補佐人経験ということが考慮して、その研修内容、合格を認めるまでの段階でその補佐人経験というものについて考慮すべきではないかと考えますが、この点はいかがであります。

○及川政府参考人 御指摘のとおり、この補佐人の経験というものにつきましては、私ども、法律作成の過程で議論は確かにいたさせていただいたところでございます。

ただ、この業務試験でございますけれども、訴

訟代理人となるのに必要な学識と実務能力に関しましては、官報によつて広く公示されること、そして日本弁理士会も、ユーチャーの個別照会に応じて情報を提供すること、さらには、インターネットを通じて公表することも検討しているようであります。

ただ、その補佐人の経験の考慮という点も当然必要だと思っておりまして、例えば、研修受講の際の優先順位の判断材料といった点は考慮する必要があるのではないかということで、今後検討させていただければというふうに思つております。

○達増委員 補佐人経験についての考慮は当然必要ということで、今後考慮するという答弁であります。この試験や研修の中身については政令以下で定められるわけですから、その点、きちんと対応すべきということを指摘したいと思ひます。

さて、著作権の問題についても先ほどから取り上げられておりました。著作権についてはまだ、弁理士の仲裁代理業務、侵害訴訟補佐人、さらに代理人業務といったことについては認められていないわけでありますけれども、やはり将来、この著作権に関する分野へも弁理士の業務を拡大していくことが必要ではないかと思ひますけれども、この点はいかがでしようか。

○下地大臣政務官 お答えをさせていただきたいと思います。

特定侵害訴訟代理人として弁理士が出廷する場合は、基本的に弁護士とともに出廷ということですが、単独出廷は例外的に規定される形の改正案となつております。ただ、この例外的の単独出廷といふもののが厳格に判断いたしますと、実質的に補佐人との相違がなくなると思うわけであります。

そのことは、弁理士が訴訟代理人として関与できるのは、特許権等の侵害訴訟のみであります。知的財産権の一つであります著作権は、先生おっしゃるとおり含まれております。

そのことは、弁理士がこれまで工業所有権を専門としていたことや、著作権に関する業務が、二年前の法改正の際に、紛争性のない契約代理に限り認められ、著作権の関連業務を始めて間もないこともありますし、現時点では、理系の弁理士志

望者に対して著作権法という法律系の必修科目を

さらに追加することは、今ユーチャーが望んでおりません。これは単独出廷というものを積極的に認めます。裁判所の審理内容が大きく変化をつか平等な観点から試験を行わなければならないと思つております。

ただ、その補佐人の経験の考慮という点も当然必要だと思っておりまして、例えば、研修受講の際の優先順位の判断材料といった点は考慮する必要があるのではないかということで、今後検討させていただければというふうに思つております。

○達増委員 著作権業務への拡大を否定する趣旨の答弁ではなく、むしろ、人口増、経験、能力の向上、ユーチャーニーズ等を踏まえて前向きに検討していくという趣旨の答弁だったと思います。

平成十二年度改正で著作権関連業務が弁理士に認められるようになつたというのは、やはり著作権と工業所有権との垣根がだんだん低くなつてしまつて、また、著作権について詳しい弁理士もこれからどんどん出てくるでありますから、そういうことを踏まえた法のあり方というものが、まさにいつこども、やはり将来、この点はいかがでしようか。

次は、例外的単独出廷の件であります。

特定侵害訴訟代理人として弁理士が出廷する場合は、基本的に弁護士とともに出廷ということですが、単独出廷は例外的に規定される形の改正案となつております。ただ、この例外的単独出廷といふもののが厳格に判断いたしますと、実質的に補佐人との相違がなくなると思うわけであります。

法廷の中身の問題として、専門技術的な問題など相違がないわけであります。

現在、地方の弁理士さんの数は非常に少ないわけでありまして、ゼロというのはようやくなくなってきたようでありますけれども、まだ一人しかいないとか、一人か二人という都道府県がなかなかある。また、東北でいえば仙台がある宮城県ですとか、中国地方であれば広島県でありますとか、地域の中核になるような都道府県でも結構、十人

なつてゐる、論点になつてゐるような場合には、

むしろこれは単独出廷というものを積極的に認めないと、どうかを判定するために行われます。試験の目的がこれまで制限されておりまし

た訴訟代理権の範囲を著作権に拡充するに当たつた訴訟代理権の付与でござりますので、補佐人経験をお持ちの弁理士の方に対しても、公正かつ平等な観点から試験を行わなければならぬと思つております。

ただ、その補佐人の経験の考慮という点も当然必要だと思っておりまして、例えば、研修受講の際の優先順位の判断材料といった点は考慮する必要があるのではないかということで、今後検討させていただければというふうに思つております。

○達増委員 補佐人経験についての考慮は当然必要ということで、今後考慮するという答弁であります。この試験や研修の中身については政令以下で定められるわけですから、その点、きちんと対応すべきということを指摘したいと思ひます。

さて、著作権の問題についても先ほどから取り上げられておりました。著作権についてはまだ、弁理士の仲裁代理業務、侵害訴訟補佐人、さらに代理人業務といったことについては認められていないわけでありますけれども、やはり将来、この著作権に関する分野へも弁理士の業務を拡大していくことが必要ではないかと思ひますけれども、この点はいかがでしようか。

とか二十人とか少ない数なわけであります。

地方からの経済構造改革、地域から新産業、ニュービジネスをどんどん起こしていこうという産業構造改革の観点に立ちますと、やはり地方において、良質でかつ素早い弁理士業務のサービスを受けられることが非常に重要であります。それとも、この点、いかがでしようか。

○大島副大臣 先生御指摘のとおり、弁理士の地域的な分布を見ておりますと、大体弁理士の九割以上が東京とか大阪に集中をいたしております。おつしやるとおりでございます。地域企業に対し十分な知的財産専門サービスが提供されていないという御指摘を受けていることは、我々も十分承知をいたしております。

このために、平成十二年弁理士法改正におきましては、規制改革による競争促進、また国民へのサービス向上の観点から、弁理士事務所の法人化を解禁いたしました。あわせて、従来は弁理士会則で制限されておりました支所の設置も解禁されたところでございます。

これによりまして、現在までに十四の特許業務法人が開設されるとともに、六十六の弁理士事務所の支所が開設され、懸案でありました弁理士ゼロ県の問題が解消されてきております。けれども、数が少ないと、いうことは否めない事実でございます。

また、弁理士人口の拡大を目指した新弁理士試験制度も本年の五月から実施をする予定にいたしております。弁理士の地域偏在の状況は、弁理士人口の増大とも相まって、今後とも改善されいくものと期待をいたしておりますし、私ども力をそといったところに注いでまいりたいと思っております。

○達増委員 政府は、産業クラスター計画と知的クラスター計画を一体的なものとして、産業構造改革と知的創造立国を一体のものとしてやつてゐるわけでありますが、その中において、弁理士サー

ビスへのアクセスというのは必要不可欠のものだと思ひますので、そういう大きい施策の中で、ぜひ地方で弁理士さんが活躍できる場を広げていっていただきたいと思います。

さて、次は、特許法改正案についての質問に移りたいと思います。

今回の法改正で、プログラム等が、特許法上、第二条第三項一号にあります「物」に含まれることになります。ただし、フロッピーディスクやCDといった媒体を伴わないプログラムというものは昔からあつたわけでありまして、九〇年代の前半など、まだネットといえばインターネットよりもパソコン通信が主流だった時代には、パソコン通信につなげば、まずやることというのがネット上でやりとりされているシェアウエアとかフリーウェアを入手するということだったわけであります。

シェアウエアというのは有料なソフトであります。フリーウェアというものは無償で開放されているそういうソフトウェア。そこにはビジネスの論理とは異なる独自の文化と自主的なルールがあつたわけであります。

積極的に自分のつくった、考えたソフトを公開し、いろいろなところをほかの人にはじつてもらひながらよりよいソフトに仕上げていく。先ほどもほかの委員からの質問で、インターネットホームページ、プラウザーがただで配られたという話がありましたが、そういう、ただで公開、それをみんなでじつて改良する中で、商品としても非常に売れる、価値のある商品が開発されるというようなこともあります。

今回、改正によりまして、そういう媒体を伴わない純粋なプログラム、ネット上のプログラムというものが明示的に特許法の対象となるわけがありますけれども、政府として、そういうフリーウェア文化、シェアウエア文化というのについては、どのように考えて取り組んでいくでしよう。

○及川政府参考人 先生の御指摘の典型的な例は、ウインドウズの対極にありますリナックスの

ようなものかと存じます。五年前ではほとんど活用されておりませんでしたけれども、サーバー用のOSとして、二〇〇〇年には、国内でも一割、それから世界ではもう既に四分の一のシェアを持っています。

こういうソフトウェアの開発者がどういう流通方法を選択するかというのはその意図によると思つております。開発したソフトウェアを広く普及させ世紀的な標準にしたいと思います場合には、むしろ対価をとらないような場合が間々あるのではないかと思います。

したがいまして、今回のソフトウェアの特許法によります保護みたいなものにつきましては、経済的なインセンティブの付与を通じまして産業発達に寄与するものということで考えております。

まさにウインドウズに対してリナックスがありますように、これによってソフトウェアの独占化が進むとか競争がなくなってしまうというようになります。引き続き、フリーウェアとかシェアウエアの流通形態というのは、リナックスにまさに代

表されます。よう、それなりの大きな流れは形成していくのではないか、かように考えております。

○達増委員 工業所有権という言葉にありますように、今のところの特許などの知的財産権秩序としてはいくのではないか、かように考えております。

○及川政府参考人 御指摘のとおり、パソコンの画面での商標は、大きさを変化させたりあるいは回転させたりして表示するようなケースも確かに多く見受けられるかと存じます。

このようなサイバースペースの利点を生かした動きのある商標の表示の仕方でございましても、他人の商品やサービスと区別するための標識、マークとして取引者、需要者によつて認識されるものでござりますれば、商標やサービスマークの使用に含まれるというふうに思つております。

○達増委員 そういう新しいもの、創造的なものがきっと認められるような解釈、運用をしていかなければならぬと思います。

さて次に、今の特許等をめぐる幾つかの問題について質問をしていきたいと思ひますけれども、ついて質問をしていきたいと思ひますけれども、審査期間の問題であります。

これは、毎年四十万件というような単位で特許等が出願されてきて、質的にも、内容が複雑化、高度化している。一方では、競争の激化によつて、

ているということは常に念頭に置いて施策をしていかなければならぬということを指摘したいと思います。

さて、そういう意味で、ネットの上での新しいものはいろいろなものがあるわけでありますけれども、今回の法改正では、商標やサービスマークについて、それが電磁的方法により行う映像面を表示して役務を提供する行為が含まれるということがあります。

ネット上の商標やサービスマークといいますと、従来の商標やサービスマークというものは動かない静止画像、当然なんでありますけれども、ネット上のオンラインサービスなどにつける商標やサービスマークは動くものが可能なわけですね。既に、バナー広告というものは動くようなものが出てきているわけですから、静止した状態がない、動き続ける商標とかサービスマークといふものが出てき得るわけでありますけれども、これも今回の法律の対象になるんでしょうか。

と、従来の商標やサービスマークというものは動かない静止画像、当然なんでありますけれども、ネット上のオンラインサービスなどにつける商標やサービスマークといふものが出てき得るわけでありますけれども、これが電磁的方法により行う映像面を表示して役務を提供する行為が含まれるということがあります。

いかなければならないということを指摘したいと思います。

さて、そういう意味で、ネットの上での新しい

できるだけ早く特許等の権利を受けたいというニーズもあるわけあります。

そういう中で、意匠については、いわゆるファーストアクション期間が二十二ヶ月から九ヶ月に短縮、商標については、二十二ヶ月から十一ヶ月に短縮している一方で、特許、実用新案については、まだ二十一ヶ月、平均十二ヶ月に持つていいみたいという目標がなかなか達成されていない現状なわけありますけれども、これにいかに対処をしていくのでしょうか。

○松大臣政務官 達増先生にお答えをさせていただきます。

先生おっしゃるとおり、一九九八年に特許庁は、当時十九ヶ月でありました一次審査期間を、二〇〇〇年を目途に平均十二ヶ月に自主目標を示しました。

しかし、残念ながら、先生おっしゃるように、二〇〇〇年は二十一ヶ月でございますけれども、近年の知的財産の重要性に対する意識の高まり、あるいは創造的な技術開発の進展を背景といたしまして、当初予想していた以上に審査請求件数あるいは国際特許出願件数が増加をしております。

具体的な数字を挙げますと、審査件数につきましては、九八年と二〇〇〇年を比較してみると、二十万八千件でありましたものが二十六万一千件と五万件以上もふえているわけでございます。また、国際特許出願件数につきましては、これは先行技術文献を調査しまして、報告書を作成して出さなきやいけないんですね。そういうこともござります。九八年と二〇〇〇年を比較してみると、六千件からこれも九千四百四十七件に増加をしているところでございます。

また、技術的高度化、複雑化によりまして、個々の出願に対する審査の負担が増した結果、一件当たりの審査時間が、この十年ほどで二百十三分から三百十分になつたんですね。この自主目標は、残念ながら達成できなかつたというわけでござります。

特許庁では、先行技術文献情報といしまして、情報は国民共通の財産であるというふうに認識をしております。

○松大臣政務官 お答えをさせていただきます。

私も、先生のおっしゃるとおり、先行技術文献の展示なんですね。エジソンとかフォードとかそういうふうな国の中心として大切にしていかなければというふうな国家意思を感じられるわけであります。

○松大臣政務官 お答えをさせていただきます。

特許庁では、先行技術文献情報をより簡単に利用できますよう、一九九九年三月から、特許電子図書館のサ

今日、こうした審査負担の増大は、我が国のみならず、主要先進国におきましても共通する課題でございます。欧米の特許庁においても、同様に審査期間が長期化をされております。

こうした中、欧米の特許庁は、九〇年代後半以降、所要の審査官の確保と予算の拡充を図りました。

ちなみに申しますと、審査件数は、日本は二十六万二千、米国は二十九万なんすけれども、審査官の人数は、日本は千八十八人、アメリカは三千四百四十三人、一人当たりの件数、日本は百八十件、アメリカは七十九件なんですね。

我が国といたしましても、一層の審査的確性の確保と迅速な権利設定に向けて、外部能力の活用、所要の審査官の確保等の総合的な取り組みを進めています。

○達増委員 年間四十万件くらいの出願規模になつてきているわけですから、その結果、特許権等付与されたものの蓄積、先行技術文献情報という形で蓄積されるわけですから、今、約四千七百万件という単位の特許情報等が蓄積されている。

これは、本当に国民共通の財産だと思つんですね。一部専門家のためのものではなく、何か新しい事業を起こそうとしている人でありますとか、あるいはおよそ発明というものに関心のあるすべての国民共通の財産だと思うんですが、何しろ膨大な情報量でありますから、うつかりすると死滅されてしまうことになりますからね。この先行技術文献情報を効果的に活用が図られているところでございます。

○達増委員 先ほど中山委員も雄弁にかつ情熱的に指摘していたところであります。発明というものの大きさを国民全体でもつと共有していくかなければならぬ、発明というものに対する国民的な評価をもつと高めていかなければならない。アメリカのワシントンDCにありますスミソニアンの博物館群の中で、アメリカの国立歴史博物館というのがあるんですが、そこは半分が発明の展示なんですね。エジソンとかフォードとかそういうふうな国の中心として大切にしていかなければというふうな国家意思を感じられるわけであります。

ビスを特許庁ホームページ上で開始をいたしました。

この特許電子図書館では、明治以降発行された特許、実用新案、意匠、商標の公報類に基づく、先生もおっしゃるように約四千七百万件の情報で、専門家から初心者まで幅広く利用していただけますように多様なサービスを開催しております。ちなみに、二〇〇一年七月、検索回数は月に二百万件ございました。スタートのときは月百万件でしたので、二倍にふえたというところでございます。

さらに、より高度な検索サービスを提供する民間事業者に対しましては、特許庁の保有する電子化された工業所有権関連情報をコピー代のみの実費で提供することによりまして、多様な特許情報サービスの展開を図っているところでございます。

さ

間事業者に対しましては、特許庁の保有する電子化された工業所有権関連情報をコピー代のみの実費で提供することによりまして、多様な特許情報サービスを提供することによりまして啓蒙運動に努めています。ですから、さらに、今御指摘になられた点は、私は、文部科学省とも連携をとりながら、そういう教育の場、あるいは国民がそういうことを認識する場を設けて、やはり意欲をかき立てる、そういうことは必要だと思っています。

○達増委員 最後に、質問を終えるに当たりまして、政治における知的なものの尊重ということをお答えますが、この点いかがでしょうか。

○平沼国務大臣 日本も非常にいい発明が私はあつたと思います。それが意外に国として認められていない、また検証されていない、そういう状況が確かに存在していると私は思います。例えば、自動織機というものをやつた豊田自動織機の豊田さんは高柳博士というのが世界に先駆けて発明をした、こういう事例がある。それが、国として教育の場でも余り取り上げられていないようなそういう気がしています。

ただ、発明ということは非常に大切だという意識で、私どもとしては、四月十八日というのを発明の日と位置づけて、コンクールあるいは表彰式、そういうことをやりまして啓蒙運動に努めています。ですから、さらに、今御指摘になられた点は、私は、文部科学省とも連携をとりながら、そういう教育の場、あるいは国民がそういうことを認識する場を設けて、やはり意欲をかき立てる、そういうことは必要だと思っています。

○達増委員 最後に、質問を終えるに当たりまして、政治における知的なものの尊重ということをお答えますが、この点いかがでしょうか。

○平沼国務大臣 日本も非常にいい発明が私はあつたと思います。それが意外に国として認められ

まかり通つたり事実が隠されたり、そういう知的財産さが政治に決定的に欠けているという指摘もあるので、そこはやはり政治のトップから、政府の方から直していただきたいということを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○谷畠委員長 大島令子さん。
○大島(令)委員 社会民主党・市民連合の大島令子でございます。

六番目でございますので大分質問が重なる部分もありますけれども、社民党として質問をしていただきたいと思います。

六番目でございますので大分質問が重なる部分

もありますけれども、社民党として質問をしていただきたいと思います。

政府は、去る三月二十日、総理主宰によります政府は、去る三月二十日、総理主宰によります

知的財産戦略会議を立ち上げ、検討項目としまして、世界最高水準の知的財産創造、知的財産を核とした企業経営の支援といった抽象的な文言が並ぶ中でございますけれども、六月下旬を目途に、

今後三年間で関係省庁が取り組むべき具体的な行動計画を盛り込んだ知的財産戦略大綱を策定するとしております。平沼大臣もこのメンバーに参画しておられます。

我が国の知的財産は、先ほど来ほかの委員の方がおっしゃっていましたけれども、特許等の工業所有権、不正競争防止法は経済産業省著作権は

文部科学省、種苗法は農林水産省といったように行政が縦割りに分断されておりまして、機動的な政策の発動におくれるとするという面が指摘されております。知的財産戦略の決定に当たっては、このような省庁間の縦割りを超えた総合的な議論への取り組みが必要であると私は思っております。

総花的な施策の羅列ではなくて、知的財産を各政策上どのように位置づけていくのか、これらの知的財産の戦略的な保護、活用に向けて立法、司法、行政、外交、企業、教育、大学等の各分野が

果たすべき役割は何であるかということを、具体的でわかりやすいグランデデザインを国民に提示して、知的財産の重要性についてメッセージ性の高い戦略を内外に示すことが重要であると思っております。この件に関して大臣の見解を伺わせてください。

○平沼国務大臣 知的財産というのは、アメリカのいわゆるプロパテント政策の成果を見るまでもなく、非常に重要なことだと私は思っています。

そういう中で知的財産戦略会議が立ち上がりました。実はきょう夕刻、第二回目がございまして、そして六月の下旬まで計四回開く、こういう形であります。

そこで、四回だけで具体的なことがまとまるか、

こういうお話をすけれども、先ほど御指摘がございました、それそれに省庁に分かれている、ですから関係省庁が一堂に会し、そしてここには、学識経験者でございますとか民間の企業の代表者でござりますとかあるいは知的財産の専門家、こういった方々が入って効率よくやつてまいりますの

で、私どもいたしましては、大綱を幅広くまとめるることは可能だと思つております。

そして、この四回の会合の中におきまして、方向性というものはつきりして、その具体化といふことも私は明確になつてくると思つています。

そういう意味で、私どもとしては、私もメンバーですから、これに積極的に参画をし、委員会で、御指摘の点も踏まえて発言をし行動していくを思つております。

○平沼国務大臣 今回お願いしている法改正によつて弁理士さんも積極的に参画をしていただ

く、そういった重要性をやはり戦略会議の場で、既に委員の方々は御認識のことだと思いますけれども、私としては、その辺はしっかりと強調していきたいと思つています。

○大島(令)委員 次の質問に移ります。

特許の場合、審査期間の長期化と未処理件数の増大をどのように分析して今後の対応を考えていら

くのかという点に関して、特許庁長官にお伺いしたいと思います。

特許等の知的財産権は、単にこれを権利として取得することが目的ではなく、これを戦略的に保

護、活用して初めて地域経済の活性化、産業の国際競争力強化に貢献できるわけでございます。その一例として、知的財産権をどこに、中小・ベンチャー企業の戦略的支援も行うことができると思

います。しかし、今日に至つても、特許、実用新案で二十一ヵ月という期間を要するなど、平均一年を目指す特許庁の自主目標はまだ達成されておりません。

政府は、審査期間の長期化、未処理件数の増大という現状をどのように認識して、その要因をどのように分析しているのか、さらに、この件に関して、今後どのような取り組みを行っていくのか、お伺いしたいと思います。

○及川政府参考人 審査期間の長期化と審査待ちの案件数が確かに増加をいたしております。

一つは、これは長期的なトレンドでもありますけれども、パントエクスプロージョンと言われますように、世界的な出願の急増状況が見られるわけでございます。これは特に国際的なまさに情報化時代を反映いたしていりますけれども、各国に出願をするというのが大変増加をいたしております。

加えて、情報化等におきます技術革新そのものもふえておりまして、ビジネス方法の特許といつたものが、出願あるいは審査請求件数の急増の背景にあるのではないかというふうに思つていただけるところでございます。

したがいまして、私どものところでも、例えば出願件数等々がそもそもふえているのに加えまして、一出願当たりの請求項数と申しますけれども、いわゆる発明項目自体が、従来一つか二つでございましたのが、五年間で五割近くふえるというような状況にもなつております。

こういうことで、先行技術を調査すべき文献数も新たに二百六十五万件程度増加し、データベースに加えなければならぬといふような状況にございまして、こういった点が、大変申しきれないことに、なかなか審査のスピードアップができないという状況になつてゐるのではないかと思います。

さはさりながら、先生御指摘のとおり、技術

革新の速い時代でもございますし、大学、ベンチャー、中小企業の方たち、あるいは大企業におかれましても、早急な実施を必要とされるニーズがあろうかと思います。したがいまして、こういった方々に対しましては、早期審査制度というものを設けまして、大学、中小・ベンチャーの方には無条件でこれを御利用いただくということをいたさせていただいております。その場合には、一年以内に審査を終了するという形を目標にいたしているところでございます。

○大島(令)委員 特許とか実用新案、今企業とか弁理士会の方で必要とされているのは、ソフトウエアですかバイオテクノロジーの分野で非常に求められている現状ということを聞いておりま

す。

非常に具体的に身近な例としまして、なぜそういうスピード性が要求されるのかといいますと、

ここに私はハンドクリームを持ってきました。昔、

こういうものというのは、歯磨きもそうなんです

が、金属のチューブに入っています、ここに

キャップも非常に小さかったわけなんですね。これはプラスチックのチューブで、キャップも非常

に大きいわけなんです。そうすると使いやすいです

よね。キャップも外しやすい。そして、こういふうに立てる事もできます。

こういうアイデアが早く実用新案、特許として認められて、広く国民に分かち合うということがこの特許の目的であると私は思っているわけです。それが、出願してから長期間かかるというの

は、せつから発明した人にとっては、なかなかそ

ういういいところを國民に分かち合うことができないと思います。そういう意味で、もう少しスピード性を持つて出願から許可まで進めていただきたいと思うわけです。

秋田県鷹巣町にウェルフエアテクノハウスとい

う施設がありまして、これは経済産業省NEDOの医療福祉技術開発事業の委託事業としてあるわ

けなんですが、そこに行つたときに、医療福祉器具としまして、体の不自由な方が普通のスプーン

ですと食事をしにくいから、少し持つところを曲げたものが開発されました。私は、その鷹巣町の方に、これは国の委託事業であつて國の税金を使つて、ここで開発された特許とか実用新

案は早く製品化して国民全體がその享受を受ける

ことが目的である、たまたま鷹巣町の福祉の進

んだ町に所在しているけれども、そういうことが必

要ではないかということを、その町の議長さんとお話をしたわけなんです。

ですから、先ほど来、いろいろな委員の方がス

ピーディーにということを申し上げましたけれども、私も、やはり特許というものは、製品化をし

て市場に出回る、これがひいては經濟の活性化と

いうことにもつながるわけでございますので、そ

ういう意味でも、特許厅としても、早く、一年以

内にできるように努力をしていただきたいと思つております。それに対して具体的な何か方策は考

えていらっしゃるのでしょうか。

○及川政府参考人 御指摘のとおりでございまし

て、製品化する場合、急に特許等の権利を得た

いというお気持ちはごもっともだと思います。そ

れで、先ほど申し上げましたように、早期審査制

度というのを導入いたしまして、ぜひ御利用いた

だきたいと思っております。

ただ、先生、ちょっと御理解を賜りたいと存じ

ますのは、一つの特許ではなかなか製品になりま

せんので、製品にする場合には数百の特許が通常

必要でございます。したがいまして、審査請求期

間というのをつけておりますのも、実は、製品化

の整備を図る観点から、特許流通アドバイザーの

派遣、また流通可能な特許データベースの整備等

の事業を実施いたしまして、過去五年間に千四百

二十件の特許流通の実績を上げているところでござります。

そこで、資金調達の手段といたしましては、特

許の譲渡やライセンス契約等の特許流通がござい

ます。が、經濟産業省といたしましては、流通市場

の整備を図る観点から、特許流通アドバイザーの

派遣、また流通可能な特許データベースの整備等

の事業を実施いたしまして、過去五年間に千四百

二十件の特許流通の実績を上げているところでござります。

そして、知的財産を担保としたいたしました融資に

つきましては、經濟産業省は、平成七年度より、

特許権等の知的財産権を担保とする融資制度を日

本政策投資銀行に設けておりまして、実績は百八

十八件、金額は百六億円の実績でございます。

さらに、經濟産業省といたしまして、産業競争

力と知的財産を考える研究会におきまして、今申

し上げましたような特許権の証券化を取り上げ、

これから検討を進めてまいっているところでござい

ます。

さらに、知的財産の資産としての評価でござい

ますけれども、こういった知的財産の流通が我が

国よりも随分進んでおりますアメリカにおいてす

る、一般的手法がなかなか確立できておりません。

個々の知的財産の特質に応じまして市場において

決められているのが現状であると申し上げたいと存じます。

今後ござりますけれども、特許流通市場のさ

らなる整備や知的財産権担保融資の定着、あるい

は特許権の証券化スキームの構築についての検討

などをさらに進めてまいりたい、このように考え

ております。

○大島(令)委員 そうすると長官、この商品の場

合だと幾つぐらいの特許があると思いますか。

○及川政府参考人 申しわけございません。

今後ござりますけれども、多分一

つではないと思います。

○大島(令)委員 では、次の質問に移らせていた

だきます。

今後も図つてしまいたいと思っておるところでございます。

○大島(令)委員 そうお伺いします。

○大島(令)委員 ちょっととすぐにはわかりませんけれども、多分一

つではないと思います。

○大島(令)委員 では、次の質問に移らせていた

だきます。

○大島(令)委員 では、次の質問に移ります。

こうした知的財産分野に専門性を有する弁護士、弁理士を育成するためには、大学の法学教育における知的財産関連法講義の積極的な導入ですとか、司法制度改革のもとで導入される法科大学院、先ほどから皆さん質問されておりますけれども、ロースクール等の法曹教育・研修機関における知識的財産教育の拡充と強化、そして法曹資格を目指す理科系の学生にも受験のしやすい、教育面も含めた総合的な施策の展開が必要だと思いますけれども、この件に関しての考え方を聞かせてください。○及川政府参考人 御指摘のとおりでございまして、知財に関する法務サービスの充実ですか、あるいは法務サービスを提供する方の拡充というのが大変喫緊の課題であると存じます。特に、御指摘の、理科系御出身の技術に詳しい法曹の専門家が多数輩出されることもまた求められているのではないかと思います。

現在、御案内のとおり、司法制度改革の一環として、御指摘の法科大学院の設置等新法曹養成制度の整備に関しまして、中教審や司法制度改革推進本部において検討が進められております。また当省でも、産業競争力と知的財産を考える研究会におきまして、産業競争力強化の観点からこの問題についても検討をさせていただいているところでございます。

当省といたしましては、各法科大学院が適切に社会のニーズを把握し、自主的な創意工夫のもとでカリキュラムや教材といったものを作成することによりまして、知的財産制度の分野で戦力として活躍できる弁護士の方、理科系の御出身の弁護士等も含め養成されることが重要ではないかというふうに思っております。

○大島(令)委員 今回の法改正で、訴訟代理人の当面の法的需要ということで、この資料にございまますけれども、平成十七年に約千人規模の弁理士さんの方の能力の担保措置がされるというふうに思っておりま

なっているわけです。平成十六年からロースクールが学生の受け入れ開始をされまして、最初の修了者が短縮型三年で平成十八年ということで、非常に遅いわけなんですね。

そういうことで、この改正弁理士法が今国会で通りましても、また次の改正ということに関してはどのように考えているのか、見解を聞かせていただきたいと思います。

○及川政府参考人 御指摘のとおり、ロースクールの御出身の方が現実に社会的にお出になるまでにはまだ大分時間がございますけれども、まさにそういった点を踏まえまして、今回の弁理士法の改正等によりまして、弁護士・弁理士連携をして、そして訴訟の迅速・的確化を図るということで法案をお願いいたしていけるところでござります。

○大島(令)委員 では、大臣に質問いたします。

弁理士の守秘に関することについてでございま

す。

現在は、弁理士は守秘義務のみが規定されておりまして、弁護士法のように権利として規定されておりません。そのために、その反射として弁理士作成文書について、その保持者の秘匿特権に争いが生じているということでございます。弁理士の依頼者との交信文書等について、依頼者に秘匿特権を認めないと、アメリカでの訴訟上、日本企業の保存する社内文書の証拠開示義務を明確に免れることができず不利益が生じてはいるというふうな要望を受けての御質問とさせていただきたいと思います。

これに対してもどのような対策を考えているのか。国際的な知的財産権をめぐる動向を踏まえて、この弁理士の守秘に関する事項について、権利に関する明確にするということを、弁理士会の方からのお要望を受けての御質問とさせていただきたいと思います。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。

米国では民事訴訟での証拠開示におきまして、弁護士等の代理人と依頼者との間の通信文書の開示を依頼側が拒絶できるという守秘特権が判例法上認められているわけであります。

その趣旨は、依頼者が不利な事実も含めてすべての事実を安心して代理人に明らかにすることができるようになります、そういう点にあります。

米国において、日本の弁理士と依頼者である日本企業にこの守秘特権を認めなかつた判例が過去にございまして、そのために日本企業の利益を害するという指摘がなされたということは私どもも承知をしています。

しかしながら、最近、これは二〇〇〇年のことでござりますけれども、マサチューセッツ州の連邦地方裁判所において、弁護士と同等の守秘義務を弁理士に認めている日本の改正民事訴訟法の規定等を理由といたしまして、日本の弁理士と依頼者間の通信に守秘特権が認められる決定がなされて判例が変更された、そういう事例がございます。

基本的には、この問題というのは、米国の裁判所の判例法に関する問題でありますけれども、米国の裁判所において上記の判例を今後定着させるために、今回の法改正によって弁理士に訴訟代理権が付与されるということは非常に大きな意味を持つ、このように思っています。

○大島(企)委員 私は、今度の改正はまだまだ今の社会の中で十分ではないとは思っておりますけれども、その一步ということで、さよう、私ども社民党も賛成の立場からの質問をさせていただきました。

時間が参りましたので、大臣におかれましては、ぜひ、国家戦略としてこの知的財産というのを、日本がこれから世界に向けて保護し、やはり経済活動のために有効に活用していく、という、小泉総理、今までの歴代の内閣ではなかつた新しい戦略でございますので、ぜひきょうの委員会の意見を十分お聞きいただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○谷畑委員長 午後一時から委員会を再開するごととし、この際 休憩いたします。

○午後一時開議

○合畠委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。大森猛君。

○大森委員 日本共産党の大森猛でございます。

まず、特許法に関する事項に即して何点か伺つておきたいと思います。

まず、提案理由で、審査の効率化ということを大臣は述べられましたけれども、この審査の効率化とは、直接的には、出願に当たつて、先行技術文献情報を発明の詳細な説明の中に記載するということを義務づけたことと、最近の出願の増加に対応して、審査官の増員が進まないために、IPC、財団法人工業所有権協力センターにアウトソーシングする量をふやすということを指して述べられたでしょうか。この点をまずお聞きしたいと思います。

○平沼国務大臣 今、大変出願が多くなつておりますまして、それを迅速かつ的確に審査を行つには人員的な面も非常に重要な要素だと思つておりますて、この迅速かつ的確というのは特許行政の基本的な使命だと思つております。

こうした基本的な使命を担う特許審査官の定員というのは、九八年度が一千七十八人、そして、微増でござりますけれども、二〇〇二年度には一千百五人、こういうふうに推移しております。ですから、内容も高度化、複雑化する、そして、審査官の負担は増大していることは事実でございます。

したがいまして、一定の審査官数を確保して、そして欧米特許庁より高い審査効率を維持しても、ここ二年、審査待ちの案件が急増しているのが現状でございまして、迅速かつ的確な審査に支障が出るというようなおそれが出でております。こうした課題というのは主要先進国共通のものでございまして、欧米特許庁は、九〇年代後半以降、所要の審査官の確保と予算の拡充を図りまして審査の促進に取り組んでいるところでございます。我が国といたしましては、審査の的確性を確保す。

午後一時開議

○谷畠委員長 休憩前に引き続き会
す。

その趣旨は、依頼者が不利な事実も含めてすべての事實を安心して代理人に明らかにすることができるようになります。

質疑を続行いたします。大森猛君
○大森委員 日本共産党の大森猛でございます。

伺つておきたいと思います。

大臣は述べられましたけれども、この審査の効率化とは、直接的には、出願に当たつて、先行技術

文献情報を発明の詳細な説明の中に記載するとこ
うことを義務づけたことと、最近の出願の増加傾

対応して、審査官の増員が進まないために、I.C.C.、財團法人工業所有権協力センターにアウェー

ソーシングする量をふやすということを指しては
べられたでしょうか。この点をまずお聞きした

○平沼國務大臣 今、大変出願が多くなつておな
と 思 い ま す。

まして、それを迅速かつ的確に審査を行うには、員的な面も非常に重要な要素だと思つております

て、この迅速かつ的確というのは特許行政の基本的な使命だと思っております。

こうした基本的な使命を担う特許審査官の定員
というのは、九八年度が一千七十八人、そして、

微増でございますけれども、一〇〇一年度には千百五人、こういうふうに推移しております。

すから、内容も高度化・複雑化する。そして、査官の負担は増大していることは事実でござい

したがいまして、一定の審査官数を確保して、そして欧米特許局より高い審査効率を維持し

も、ここ二年、審査待ちの案件が急増しているが現状でございまして、迅速かつ的確な審査に

障が出るというようなおそれが出ております。うした課題というのは主要先進国共通のもので、

ざいまして、欧米特許庁は、九〇年代後半以降所要の審査官の確保と予算の拡充を図りまして

査の促進に取り組んでいるところでござります。我が国いたしましては、審査の的確性を確保

五十一人、日立が四十三人、沖電気が三十八人、これがベストファイブ、五社ですね。この五社は出願数の多い上位二十社に全部入っているわけですね。これらを含めて全部で百六十七社、すべてこれは大企業でありますけれども、これが出向させているわけですね。

このサー・チャヤーの処遇については、企業の定年まで出向、出向期間中はリファンド、協力見返り金として年六百万円を企業に支払うとなつていますね。定年以降は一年ごとの直接雇用契約で、年俸六百五十万円プラス交通費プラス住宅手当、こうなつております。こうした実態を見ると、幾つかやはり問題点が出てくると思うんです。

一
つは、社員を出向させている企業は、分類付与の作業を考えると、その業界の最先端の技術情報に常にアプローチできるんじやないか。別の言報にい方をすれば、他社の特許情報を見早い時期に合法的に見ることができる。これは、見ることがでることは事実だと思うんですね。こういう点からはどうなんでしょう。

○及川政府参考人 おっしゃるとおり、見ることは分類の際できると思いますけれども、先ほど申し上げましたように、それに関しましては、まさしく厳しい守秘義務を、法的にも、またさまざまなもの

○大森委員 明らかにしましたように、出願の規約あるいは物理的な措置等によつて講じてゐるところで措置されてゐるのではないかといふふうに思つております。

これらの企業は今一連の大規模なリストラをやつていて、その受け皿にもこれになつてゐるわけですね。富士通の場合、ことし四月現在八十六人出向、さかのばると、昨年は四十九人、その前は三十九人、その前は三十四人、その前は二十四人、こうなつております。それから日本電気は、

六十八人、五十一人、四十六人、三十六人、三十人、二十九人、二十四人、二十三人、二十二人、二十一人、二十人、十七人。東芝は、五十一、三十五、一十九、二十四、十八、こうなっているわけですね。

○及川政府参考人 御指摘のとおり、上位五社、
　　この五年間とのくらいの金額が扱わ
　　れているでしようか。

どちらかというと電機系の会社が多いわけでござりますが、ITの需要、特許審査のニーズが大変多うございますので、どうしてもそちらの方の方々においでいただくことが多いようでございます。

ただきました平成十三年度でよろしければ申し上げさせていただきたいと 思います。

三月十三年度は一位が日本電気でございましたけれども、日本電気が一・六億、富士通が一・二億、東芝が約一・八億、日立が一・一億、沖電気工業が一・三億でございます。

億近くなつておるわけですね。
そこで、こういう巨額のお金が支払われるとい
う関係が明らかになつたわけなんですけれども、

これは、今申し上げたように事実上効果的なリストラ対応策にもなっているわけですね。特にこれで問題なのが、出向者を出していない企業は、出

向者を出している他社の社員に特許情報がのぞかれ放題になつてしまふんじやないか、こういう心配も当然あると思うんですね。

さらに、出向者を派出している企業には、外資系企業は、ごく一部ありますけれどもほとんど入っていない。こういう事態が広がれば経済摩擦の新たな引き分けの要因にもなりかねないんじゃない

かという強い心配があるんですが、これはいかがでしょうか。

○及川政府参考人 私ども決して、外資系の企業であるから排除するようなことをIPCCにお願

いしているつもりは全くございませんんでして、むしろ現時点、確かに、こういう経済状況でござりますので、かつてご比ざますと、おひでの

のはそれなりに楽だという面もございますけれども、いかんせんやはり、非常に活発な技術開発の分野等におきましてはむしろなかなか出しにくいという、すぐれた技術者の方たちの網引きみたいな面もございまして、そういう点で、むしろIPCCの方々は、何とかすぐれた方たちにおいていただきたいということで、毎年かなりの日数を割いて会社めぐりをしているということを伺つてゐるところです。

いずれにいたしましても、意識的に企業によつて人数に差をつけたものではございません。

○大臣委員 特許庁は、発明者に対して排他的な権利を与える、そういう意味では非常に厳謹な業務を行うところではあるわけなんですが、秘密の保持という点で、一般の公務員の守秘義務が定められているのに、さらに特許法上、二百条で秘密を漏らした罪が規定されている。一般公務員よりも重い守秘義務にある特許庁の仕事を安易に外注に出すことには、今申し上げたような理由で私は非

常に疑問を感じるわけですね。
そこで、冒頭、大臣の御答弁にもありましたけれども、審査官の増員ということがやはり基本的

に必要じゃないかということで、先ほど大臣の御答弁では、千七十八人から千百五人ですか、ごく改舊」という御反事があります。これで、同二三

歐州そして米国の審査官の増員の状況、これはどう

○及川政府参考人 我が国の審査官数は先ほど大臣が申し上げたとおりでございますが、アメリカにつきましては、一九九八年度が二千五百九十四人、九九年度は二千九百四十人、二〇〇〇年度が

三千百四十三人でございます。それから、歐州特許庁につきましては、九八年度が一千一百十六人、

九九年度二千五百八人、二〇〇〇年度が二千七百六十七人というふうに承知しております。

○大森委員　いずれにしろ、前回の特許法の改正のときにも我が党の質問の中で明らかになつたように、次州及東北二州にて、一八九〇年三月三

数、これが大体日本は二・五倍から三倍だといふことで、当時の長官も、また大臣も、審査官の増員に極力努力をすると。その結果が、歐州あるいはアメリカが数百人から一千人近くこの期間に伸びているのに、日本の場合はごく微増というふうで、二・五倍から三倍という当時の格差がむしろ一層広がる、こういうことになっているわけですね。

IPOCCにアウトソーシングして既に十年以上経過したわけですけれども、この工業所有権制度の将来を本当に真剣に考えるんだつたら、最大の

ネットとして皆さん言われる定員法を金科玉条にするんじゃなくて、審査官の定員を大幅に増員するということを今改めて真剣に検討すべきじゃないかと思います。今年度だけでもIPCCに対して百七十億円の特許庁の予算が組まれているわけなんですが、こういう経費の使い方を再検討すれば、審査官の増員、これは工夫してできないことはないと思いますが、この点は大臣、いかがで

○平沼國務大臣 今委員御指摘のように、厳しい定員法と行政改革の中でもそれがかかわっております。微増ということを申し上げましたけれども、そういう中で最大限の努力をして、今の審査官の皆様方の御苦労を思つてふやしてきてるところです。一方、そういう形でアウトソーシング、これはあります。

今ある御議論がありましてけれども、やはりその秘匿性、そういうものをびつちり担保しながら、そこに本当に秘密が守られる、こういうことをしつかりと守つていきながら、私どもとしては、お預けられた中で、引き導く限りのことはして、きこ

い、こう思つております。

○大森委員 知財戦略として、これを国家戦略としてやつていくということと、大企業からの大勢の、数百名の出向でこういうのを補うということに大きな落差があるんじやないかと私は思うんです。

この審査官の増員の必要性について別の角度からちよつとお聞きをしたいんですけど、二〇〇一年版の特許行政年次報告によりますと、比較ができます。一九九七年から二〇〇〇年を見まして、特徴は、出願件数及び審査請求は大幅に増加しているが、審査官の定員は微増だと。ファーストアクションの件数は減少傾向で、審査官一人当たりのファーストアクション件数も、九七年が三百十六件、九年がちよつとふえて二百三十件、以後、百九十八年がちよつとふえて二百七十九件と減少傾向にあります。サーチ、分類を外注に出すということが行われているんだつたら件数はふえて当然じゃないかと思うわけなんですが、これはいかがですか。

○及川政府参考人 まず、審査件数がマクロとして御指摘のとおり猛烈にふえていると同時に、中身につきましてもかなり高度化、複合化いたしております。例えば、審査すべき一出願当たりの請求項数自体が、過去五年間で約五・〇から七・二に五〇%近く増加しておりますし、それから、先行技術調査すべき文献数等も、この五年で新たに二百六十五万件、これは日本の文献のみで増加をしているような状況でございます。したがいまして、こういったデータベースをサーチしなければなりませんので、どうしても審査負担が増加せざるを得ません。

また、審査官の業務は一次審査だけではございませんでした、一次審査後の出願人の応答・処分等がございますし、それから、昨今の非常に大きな特徴は、国際調査及び国際予備審査、あるいは拒絶査定不服審判におきます前置審査等が非常に増加をいたしてきておりまして、特に国際出願につきましては、過去五年で三・四倍という大き

な増加になつております。

この国際出願につきましては、海外にこれを送ることになりますので、非常に大きな負荷が審査官にかかるってきておりまして、そういう点もございまして外注をさせていただいておりますけれども、どうしても審査官一人当たりの件数というのにはそれほどふえることができない、むしろ減少ぎみにならざるを得ないという点を御理解いただきたく思います。

もし外注に出さないということになりますと、これは、ここ十年等におきます件数の増や、まさに国際出願の急増等を背景といたしますと、大幅に減少していたのではないかというのが私どもの感覚でございます。

○大森委員 今御答弁があつたように、だからこそそういう量的な拡大だけじゃなくて、専門化、高度化あるいは国際化、新しい技術分野の拡大という面もあって、それは逆に、国が責任を持てる専門の審査官の拡充ということが本当に必要になつてくるんじゃないかと思つんですね。

そういう意味で、これは定員法ということじやなくして、発明にかかる責任は特許にかかる

今この新しい状況に見合つた責任ある審査官の定員の拡大、資質の向上に國は本当に積極的に取り組むべきだということを重ねて申し上げておきたいと思います。

時間の関係がありますので次に移ります。

最初に述べました先行技術文献情報の記載の問題でありますけれども、これは、スタッフを大勢抱えた大企業にとってはそれほどの負担ではないかもしれませんけれども、中小企業あるいは個人の発明家にとつては決して軽い負担ではないと思ふんですね。これまで中小企業に対しては、審査請求料は軽減の措置をとつておりますけれども、情報の格差、こういう点での対応はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○及川政府参考人 本件に関しましては、昨年十二月に産構審の知財部会の報告書が提出されておりまして、中小・ベンチャーや個人発明家等の方々

に過度な負担を招かないよう、きめ細かな対応が必要である、こういうふうにされております。本制度導入に際しましても、中小・ベンチャー等への配慮は当然必要と考えております。

したがいまして、本制度におきましては、開示すべき先行技術文献情報は、出願時に出願の方が既に知つてゐるもので結構であるということにしておりまして、新たな調査負担を強いるものではありません。また、先行技術文献情報が開示はございません。また、先行技術文献情報が開示されない場合には、直ちに特許出願等を拒絶せず、まず審査官から開示をお願いする通知が發せられるわけでございます。

さらには、現在でも既に先行技術文献情報をそれなりに十分開示していただいている中小企業の方も相当ございますので、このような出願人にとつてすぐに新たな負担といふのは生じないのでないかと、いうふうに思つております。

なお、御案内のとおり、発明協会から全国の知的所有権センターに特許電子図書館情報検索指導アドバイザーというものを派遣しております。

中小・ベンチャー等に対しましては、検索方法の無料相談でございますとか訪問指導等のサポートも行つてゐるところございます。

○大森委員 それとの関係で、いわゆる電子図書館、IPDL、これの関係の利用状況でありますけれども、中小企業あるいは個人の利用状況といふのは何か把握されていますか。

○及川政府参考人 アクセスは、一ヶ月に約一百万件を超える大変多くのアクセスをいたいでいるところでございますけれども、どういう方がアクセスしているかまでは、申しわけございませんが、わかりません。

それから、今申し上げました発明協会を通じて全国五十五カ所に検索アドバイザーを配置しております。この短い期間の調査の中でも、随分使い勝手が悪いとか、ある弁理士の方は、欧洲の特許庁を通じて日本のそういう先行技術なんかを調べるという声まであつたわけですね。

そこで、ぜひこれはお調べいただきたいと思うのですが、二百万通もあつてなかなかというお話をありますけれども、使用実態、そして、中小業者や個人が本当に活用できるよう、ぜひこれは調査などをしていただきたいということ。

あわせて、弁理士の方からいろいろ要望も出された中で一点だけ申し上げておきたいんですが、今回、訴訟代理権が付与される、そのためには、信頼性の高い能力担保措置として、民事訴訟実務に関する研修及びその効果を判定するための試験が行われるということになるわけなんですが、その際に、希望する弁理士への便宜性など、これはよく配慮したものにしてほしいという要望など非常に強いものがありました。この二点、最後にお答えを伺つて、私の質問を終わりたいと思います。

○及川政府参考人 IPDLにつきましては、本当に一年で一気に倍増するようなアクセスをいたいでおりまして、サーバー容量等もふやしていくのでございますけれども、確かにアクセスが遅いというふうな御批判、十分私どもそれなりに認識しております。御指摘等を踏まえて、改善すべき点、極力努力をしてまいりたいというふうに思つております。

それから、IPDL自身につきましては、利用者のニーズを調査ということでございましたけれども、ニーズはもちろん調査させていただきましき点、極力努力をしてまいりたいというふうに思つております。

それから、IPDL自体につきましては、利用者のニーズを調査ということでございましたけれども、ニーズはもちろん調査させていただきましき点、極力努力をしてまいりたいというふうに思つております。

○大森委員 弁理士の方は、
○及川政府参考人 失礼いたしました。

研修につきましては、この委員会でも先ほど来いろいろな御希望あるいは問題点の指摘をいたしております。これからさまざまなる課題を整理いたしまして、実施予定をしております弁理士会とよく相談をさせていただきまして適切に行つてまいりたいというふうに思います。

○大森委員 終わります。

○谷畠委員長 竹本直一君。

○竹本委員 自民党的竹本直一でございます。

きょうは、午前中から野党の先生方からすばらしい御意見と御質問がありましたので、改めて私が言うこともないと思うんですけども、どうし

てもこれは言つておきたいということも含めまして、二、三絞つて質問をさせていただきたいと思ひます。

今、アメリカ社会を見ておりましたと、ビジネスエグゼクティブというのは、基本的に、技術を履修して、そして経営、MBAですね、あるいはロースクールを出た法学者、こういう人が一番企業のトップに立つているように私は見ておりまして、日本のこれから社会もいざれこうなるのかなどいう感じを私は持つております。

そういうことを前提として物を考えますときに、今回、改正が提案されております特許法、弁理士法、ともに知財社会をどのようにつくりながら、諸外国のこういった面での先進性、あるいは開発途上国ではあっても強力な戦略でもつて進んでくる国に対してもどのように対応するかということが迫られているのではないか、このように思つておいでござります。

アメリカの場合は、レーガン政権の一九八〇年代に、プロパテント政策、産業競争力委員会をつくりまして、そこであの有名なヤング・レポートというのが出されました。I.T.、バイオ、知識、知恵、こういったものを中心にバイ・ドール法あるいは特許の事業化を推進してきたわけでござい

ますけれども、それが後にブッシュ政権に至り、クリントン政権になつて大きく花を開いて繁栄の十年を築いた、こういう感じがいたすわけあります。

こういつた国と競争していかないかないということを考えますと、アメリカの場合、パートナートニー、特許弁護士が一万八千人ぐらいいるということをございますけれども、日本の場合はそれに相当する者が、弁理士だけかどうかはちょっと別といたしますと、弁理士が四千五、六百人ぐらいであります。そのうち弁護士の資格と両方持つているのが三百人、さらに基礎的に技術出身の方がたった三十人しかいない、こういう話を聞いておりますといささか首筋が寒くなるような感じがするわけあります。

そこで、これから日本の経済社会を諸外国との競争の中でどう生き抜かせていくかということを考えますと、どうしてもこの知財部門の強化を図つていかなきやいけない。

他方、後門のトラとも言えるのが中国であります。御承知のように大変な空洞化が進んでおりわけでございまして、製造業の海外現地法人数は十年前の三倍になつておりますし、アジア現地法人からの逆輸入額は十年前の六倍になつておる。

しかも、地方と比べますと、賃金は向こうは日本の三十分の一だ。こういうことを考えますと、とてもコストだけで見たら太刀打ちできないような大きい後門のトラがいるわけであります。

我が日本は、先進国のパテントを買い、あるいはそれをある意味ではまねながら物をきつちりと生産し、いい物を国際社会に輸出することによって生き延びてきました。しかし、その同じことを今中國がどんどんやつてゐるわけであります。

その中で、必ずしもこういつた知的財産が守られていないということを考えますと、それこそ知的財産戦略というものを国家の生き残りのための基本戦略として打ち出していかなければいけないというふうに思うわけであります。かつて、戦後が終わつたと言われるころに、池田内閣が、所得

倍増計画を立てて日本の内需を拡大し、そして先進国の仲間入りをする端緒をつくってくれました。そういう時代の大きい変わり目に日本の生き残り策をつくるのがこの知財戦略ではないかななどいふうに思ひまして、いすれ總理と呼ばれる日が来るであろうと私は思つております平沼経済産業大臣に、ぜひその辺の大きいビジョンをまずお答えいただきたいなと思っております。

以上、お願ひします。

○平沼國務大臣 非常に重要な御指摘を私いたただいたと思っております。私のことは重要だということは申しておりませんけれども、非常に重要な御指摘をいたいた、こう思つています。

日本は、七〇年から八〇年にかけてひとり勝ち、こういうようなことで非常に経済の繁栄を謳歌しました。そこで若干手を抜いた嫌いがあり、バブルに浮かれて、今非常に厳しい状況になつていることは事実だと思います。

その当時、三つ子の赤字を抱えて呻吟をしていました。アメリカが、今委員御指摘のようにはやはり戦略的に、特にプロパテント政策というようなものを綿密に練り上げて、レーガン、ブッシュ、クリントンと、三代にわたつてそれを結実させていった。このことは、私どもはやはりしっかりと私たちの経済政策、国家戦略でとらえなければならない視点だと思っています。

そういう中で、ある意味では運びに失した感があります。御指摘によつてはあると思うんですけれども、私どもとしては、特にこれから日本のこういう知財どもとのことは、特にこれから日本のこのように生産し、いい物を国際社会に輸出することによって生き延びてきました。しかし、その同じことを

うような形で、ちょっと前までは全部一位だったわけですから、日本は、総合的な産業力というのは、国際評価では、技術を含めて一位でありますけれども、産業を総合した競争力でいくと十七位といふような形で、ちょっと前までは全部一位だったわけですから、そういう意味でいたらくになつていただこう。

それから、日本は、総合的な産業力といふのは、国際評価では、技術を含めて一位でありますけれども、産業を総合した競争力でいくと十七位といふような形で、ちょっと前までは全部一位だったわけですから、そういう意味でいたらくになつていただこう。

そこで、この十年間は、どちらかといふと、日本は物まねだんという形で、やはりアブリケーションよりも基礎研究に重きを置いてずっとこの十年やつきました。私は決して基礎研究を否定するわけじゃないですけれども、その結果、いい会議が立ち上がつたわけです。

したがいまして、そういう意味では、アメリカのいわゆる専門家と言われば、パテントアドバイザーのお話もなさいましたけれども、そういうトニーのお話を聞きまして、かつて、戦後

略の一環の中に弁理士の方々にも入つていただいて布石をさせていただいたところであります。空洞化のお話もなさいましたけれども、御指摘のよう、確かにここ五年間で三〇%、いわゆる工場移転が行われておりますし、一九九〇年からの統計ですと、この十年間で、当時は海外移転というものは六%台であったものが一五%近くに高まつてゐる。その中で、じや、日本は何をやっていかなきやいかないかといつたら、やはりこの知財戦略、それからイノベーション、そういうこととで、一步先を行くという戦略で日本のやはり競争力を高めていく、産業のいわゆる競争力を強化していく、こういうことが必要だと思います。

そういう意味で、やはりイノベーションを起こし、新規産業を、企業を起こしていく、そういうインセンティブを与えるということが必要で、昨年の秋の臨時国会で御同意をいただきましたけれども、新しく業を立ち上げるために、土地担保なんというのは要らない、いわゆる事業計画で、本人保証も第三者保証もない、そういう形で、意欲を持つてゐる人たちほどん業を起こしていくといったところです。

そういう意味で、やはりアブリケーションよりも基礎研究に重きを置いてずっとこの十年やつきました。私は決して基礎研究を否定するわけじゃないですけれども、その結果、いい例えれば、ナノテクノロジーの分野でも、あるいはIT関連、バイオ、そういうものが育つてきてますから、そういうふたところにやはり活力を与えるために、実践的な技術開発、こういつたことをやるために、もうこれは委員よく御承知のよ

うに、基礎研究をやって、それが実用化に結びくまでの間に、死の谷と言われています、ここを少しインセンティブを与えて押し上げると、それがいわゆる浮上していく。今こういうところの技術というのはたくさんありますから、そういう意味では、経済産業省としても、やはり空洞化を防ぎ、国際競争力をつけて、二十一世紀の日本の経済を安定成長に結びつけるために、むしろアプリケーションに重きを置いた技術革新を起こしていこう、こういう戦略も立てさせていただいている。いずれにいたしましても、そういうことを総合的にやりながら、空洞化を防ぎ、そしてこれからますます必要である知的財産、その戦略をしっかりと立て、その中で有能な人材も育成して、私どもはやはり世界に貢献をしていかなければいけない、このように思っています。

○竹本委員 大臣の御意見にもありましたように、まさにあと一押してできるものは、どんどん政府としては責任を持って後押ししなきゃいけない。小泉内閣、総理は一生懸命やっていただいているけれども、私は、三十兆円という枠にとらわれず、こここそ少し財政投資をすればばつと花開くというようなものがあれば、そこはプラスアルファで財政投資をしていいんじゃないかな、こういうことをあちこちで言っている人間でござりますけれども、まさに頂門の一針、一針ということが非常に大事だろうというふうに思つておるわけでござります。

さて、ただいまの大臣のお話にありましたこの戦略でございますけれども、今、政府では知的財産戦略会議をもとに知的財産基本法をつくろう、こういう動きがあるわけでございます。諸外国の例を見ましても、とにかく時間を争うものでござります。したがいまして、きょう大島副大臣、お越しでございます。ぜひ政府の具体的な今後の目標、計画を簡単に御説明お願いいたしたいと思います。

○大島副大臣 お答えをいたします。

知的財産戦略会議におきましても、複数の委員から基本法の問題提起がございます。平沼大臣もその有力メンバーの一人でございます。産業競争力強化等の観点から議論に参加をいただいております。知的財産基本法についても、積極的に議論に参画してまいりました。

そして、我が国におきましては、国際的に通用する知的財産専門家の育成が急務であることは御指摘のとおりでございますので、知的財産基本法について議論をする際には、その点も含めて議論すべきであると考えております。

○竹本委員 ゼひ精力的にまとめていただきたいと思うわけであります。

さて、この知的財産戦略を、基本的に成功か不成功か、その結果を決めるのはやはり人材であります。言うまでもないことであります。

我が国は、中国との競争において、あの三十分の一という低賃金が非常に脅威に思われております。確かにそうでございますけれども、あるアメリカの経済評論家に言わせると、そうじやないと。日本が恐れるべきは、上海、北京にいるIT技術者、数千人と言われるすごい技術者、これこそ日本は恐れるべきだという話を直接聞いたことがあります。確かにそうですが、私もそんな感じがするわけでございます。

そのため、先ほど言いました五千人に足らないうふうに思つておるわけでござりますけれども、まさに頂門の一針、一針ということが非常に大事だろうというふうに思つておるわけでござります。

そこで、ただいまの大島のお話にありましたこの戦略でございますけれども、今、政府では知的財産戦略会議をもとに知的財産基本法をつくろう、こういう動きがあるわけでございます。諸外国の例を見ましても、とにかく時間を争うものでござります。したがいまして、きょう大島副大臣、お越しでございます。ぜひ政府の具体的な今後の目標、計画を簡単に御説明お願いいたしたいと思います。

を、技術系も含めて伸ばそうというわけでござりますけれども、私は、司法試験の、余りにも細かい暗記科目に徹底したそいつた試験よりも、本当に法的思考の深くできる、しかも技術の理解のできる、そういう、言つてみれば技術弁護士をもつ

ます。そういう意味で、きょう法務省お越しでござりますけれども、これはまとめは内閣であり、また教育ということになりますと文部科学省でございますが、法務省の方では弁護士の管理をやっておられるわけでございますから、ぜひともその辺の見通し、心つもりをお聞かせいただきたいと思ひます。

そういう意味で、きょう法務省お越しでござります。

まずけれども、これはまとめは内閣であり、また教育ということになりますと文部科学省でございますが、法務省の方では弁護士の管理をやっておられるわけでございますから、ぜひともその辺の見通し、心つもりをお聞かせいただきたいと思ひます。

○寺田政府参考人 ただいま御指摘いただきましたおり、法律と技術の双方の分野に詳しい、そ

ういう知的財産権にも非常に見識のある法律家の養成を図ることは、この知的財産権が国家戦略という位置づけを与えられている以上、非常に重要な課題だというふうに私ども認識をいたしております。

ただいま御指摘のありました司法制度改革でございますが、現在、審議会の意見に基づきまして作業中でございます。この審議会の意見におきましても、「二十一世紀の法曹には、経済学や理数系、医学系など他の分野を学んだ者を幅広く受け入れていくことが必要である。」このような指摘がございまして、法学部以外の学部の学生を、これも御指摘のありました法科大学院に入学させる手立てを検討すべきである、こういうことが強調されているわけでござります。現在、その制度設計につきましては、内閣に置かれました推進本部で具体的な検討が進められているところでございま

す。

私どもも必要な意見を本部に対し申し上げてござりますが、先ほど申しました見地から、多様性を確保するということで、これら技術系の方の確保というものを、この法科大学院の基準、第三者評価基準と申しておりますけれども、その辺

も、その基準でも示していこうというような議論が行われているわけでございます。

私ども、先ほど申しました基本的な立場もございますので、この検討が鋭意進むよう最大限努力をしてまいりたい、このように思つております。

○竹本委員 ゼひ頑張つていただきたい。

特に技術系の人をこういう法曹に導こうとしますと、入学の時点で改めてそこで法律の試験をす

るということ是非常にナンセンスだと思います。それぞれの技術の、経済でもいいですけれども、それぞれの分野の成績でもって、御専門のところでテストをして、入って三年間で法的な知識を植えつける、そのようにしませんと広く人材を集められないということも十分注意をして仕組みをつくりていただきたい、そのように思うわけでございます。

少し時間がありますので、実は、弁理士会とい

うのがござりますけれども、弁理士会の会長さんにも来ていただきて御質問しようと思つたんですけど、きょうは政府に対する質問ということです。されば、まかりならないということでござります。

ただいま御指摘のありました司法制度改革でござりますが、現在、審議会の意見に基づきまして作業中でございます。この審議会の意見におきましても、「二十一世紀の法曹には、経済学や理数系、

医学系など他の分野を学んだ者を幅広く受け入れていくことが必要である。」このような指摘がございまして、法学部以外の学部の学生を、これも御指摘のありました法科大学院に入学させる手立てを検討すべきである、こういうことが強調されています。

今回、訴訟代理権が条件つきとはいえ弁理士に与えられたわけでござります。その次は著作権も工业所有権に加えて対象にしたいという意欲を持つておられるという話は聞いておりますけれども、それを扱う弁理士が、資質のしっかりした、社会的信用の持てる者でないと、社会はこの弁理士を相手にしないというふうに思うわけであります。

そういう意味において、この弁理士の資質の向上、資質の確保ということに対して、役所の方ではどのような方針で臨まれるつもりか。訴訟代理権等を与えるについては、それなりのいろいろなテスト等をやられると思いますけれども、その辺

の腹づもりをお聞かせいただければと思います。○及川政府参考人 御指摘のとおりでございまして、知財制度の人的インフラともいうべき弁理士の方々には最新の知識や情報を獲得するための継続的な自己研さん、そして資質の向上が必要ではないかというふうに思っております。

基本的には自己研さんであるかと思いますけれども、これを支援するために、日本弁理士会が、会員であります弁理士の方々に対しまして、今御指摘のございました著作権法でございますとか不正競争防止法に関する実務研修やテーマ別会員研修等を実施されているというふう伺っております。

また、特許庁といたしましても、平成十三年度から既に、附属機関でございます工業所有権研修所におきまして、従来は特許職員を対象に実施しております。また、特許庁といたしましても、平成十三年度から既に、附属機関でございます工业所有権研修所におきまして、従来は特許職員を対象に実施しております。

今後とも、この資質の向上につきましては、弁理士会と連携を十分とらせていただきまして積極的に対応してまいりたいというふうに思っております。○竹本委員 ゼひ、きつちりとした指導をお願いいたしたいと思います。

コンサルタント業というのがございますけれども、世界的に見てコンサルタントは二つの流れがあるように思います。イギリスのように、非常に小人数で、そのかわりすばらしい才能を持つた社会に信用のある人たちばかりで占めている王立コンサルタント協会というのがあるんですけれども、千人か二千人足らずのメンバーだったとたしか記憶いたしております。日本の場合は技術士会というのがそれに相当するのかどうかわかりませんけれども、聞きましたら四万六千人ぐらい。そうしますと、設計をいたしますとファイアが全然違う。例えば中東の建設市場でやりますと、全然、もう十倍ぐらいのフィーをイギリスのコンサルタ

ントは取れるわけあります。日本の技術士会の技術士だからといって設計をいたしましても、全然お金が取れないという話がございます。

それと同じように、例えば、知的財産に関しては間違いない、特許に関する間違いない人たちばかりだという信用を国内のみならず世界的に受けられるようになれば、弁理士の資格ということが非常に重要視され、それを基軸として日本の知的財産戦略は成功の道を歩むということになるわけでございます。

そういう意味におきまして、時々私は思うんですけども、弁理士という名前がいいのか、技術弁護士とか何かそういう名前でもつけた方がよりきつちりとした人々の理解を得られるのではないかなど、ゼひ、この弁理士の存在というものを学校教育の中で位置づけていただきたい。

学校の中で、弁護士という名前は聞いているけれども弁理士は知らないというのがほとんどでありますから、そういう小学校、中学校のところに、社会の知的財産を守るためにこういう職業があるんだということをぜひ教えるようなところにも配慮をしていただきまして、知的財産戦略を成功に導いていただきたいと思います。

以上であります。終わります。ありがとうございます。○谷畑委員長 河上覃雄君。

○河上委員 今回の弁理士法改正では、侵害訴訟の代理人となるための能力担保措置として弁理士会が研修を行うこととなつておりますが、この研修の効果を上げるために、特許庁は、講師の派遣などにつきましての支援をどのようにお考えでいらっしゃるか。

○及川政府参考人 御指摘の、研修の具体的な運用方法でございますけれども、特許庁に、学識経験者や裁判官、弁護士等の方にお願いをいたしました場合には、裁判所や弁護士会からござる具体的には司法研修所によるものと私どもは期待しているわけでございます。また、そのような要請が法務省にございました場合には、もちろんその趣旨をそれぞれの部署に伝える、このよう

きました。そして、受講した弁理士の方が実際の訴訟で十分な能力を發揮するためには、訴訟実務を中心とした研修内容とするべきだというふうに指摘をいただいております。

したがいまして、御指摘の研修の講師としては、す日本弁理士会がその研修の具体化を進めていくに当たりましては、当省といたしましても、申し上げました提言に沿つた形で裁判所、弁護士会等に研修講師の派遣の要請を行つていただきたいと思います。

○河上委員 きょうは法務省にもおいでいただきておりますので、ただいまの点につきまして、裁判所や弁護士会、司法研修所等いろいろあると聞いておりますので、ただいまの点につきまして、裁判所や弁護士会、司法研修所等いろいろあると聞いておりますが、この機関に対しまして講師の派遣要請をした場合、法務省としてはどのような対応をお願いできますか。

○寺田政府参考人 この弁理士法の改正は、御承認のとおり、司法制度改革の一環としても行われました場合には、裁判所の派遣等が弁理士会からござる具体的には司法研修所によるものと私どもは期待しているわけでございます。また、そのような要請が法務省にございました場合には、もちろんその趣旨をそれぞれの部署に伝える、このよう

次に、弁理士会は、現在、工業所有権の講座を開設する大学に講師を派遣なさっているそうでございまして、ちなみに、私立大学に比べまして、國公立の大学で講座を開設する方が少ない、こういう現状にあるということもお伺いをいたしました。とても大事なことであると私は思っているわけですが、知的財産権の基盤である人材の供給は、こそ野を広げていくことは非常に大切なことでございまして、戦略上も私は重要な位置づけでございます。

したがいまして、御指摘の研修の講師としては、その実務に精通した方、具体的には、裁判官でいらっしゃいますとか、特に知財部門の裁判官の方、あるいは知財専門の弁護士の方が適切ではないかというふうに御提言をいただいているところでございます。

したがいまして、御指摘の研修の講師としては、す日本弁理士会がその研修の具体化を進めていくに当たりましては、当省といたしましても、申し上げました提言に沿つた形で裁判所、弁護士会等に研修講師の派遣の要請を行つていただきたいと思います。

したがいまして、今後、この実施主体であります日本弁理士会がその研修の具体化を進めていくに当たりましては、当省といたしましても、申し上げました提言に沿つた形で裁判所、弁護士会等に研修講師の派遣の要請を行つていただきたいと思います。

○清水政府参考人 お答え申し上げます。先生御指摘のよう、我が国が活力ある社会を維持する、そういう意味で、創造性や起業家精神に富んだ人材の養成という観点は、私どもとしても非常に重要なことであるというふうに考えておるところでございます。そういう意味で、私どもする御所見をいただきたいと思います。

○河上委員 ぜひとも、新しい改正でこのような事例のほかに、知的所有権に関する科目も含まれるのでございます。例えば、物質開発戦略論ということで、新製品開発に研究者、企業が必要とする物の考え方、研究開発体制、あるいは知的所有権と経営というような事柄について扱うなど、技術開発と工業所有権、あるいはベンチャートと特許権等々の工夫が行われておりますが、國立の理工系学部を置く大学においては、今六割の開

設にとどまっているというのが昨年度の状況でございます。

各大学が、何を必要とし、どのようなカリキュラムで行うかは、各大学の判断と責任において決定することありますけれども、私どもいたしましても、理工系学部の教育において、ビジネス関係の講座の中で工業所有権を初めとする知的財産権の理解を図ることは、起業マインドの育成、あるいは研究成果の活用のほか、さまざまな場面で重要である、まさに先生御指摘のとおりでございます。

今後、なお一層重要なとなるというふうな観点で、少なくとも、すべての国立大学理工系学部においてはこのような科目が開設されるよう、予算面も含めて、各大学の積極的な取り組みを支援してまいりたい、かように考えております。

○河上委員 ぜひとも、国公立大学の方の進捗状況、しっかりと押さえていただきたいと思いますし、必須科目、あるいはそのような単位取得等まで御検討をぜひともお願い申し上げたいと思っております。

そこで、特許の方に移らせていただきますが、大臣には、最初に、知的財産権のこれまでのことにつきましての御認識をお尋ね申し上げたいと思つております。

午前午後を通じましていろいろと御議論をいたしました。多岐にわたる御議論が展開をされました。前向きの話が多かったようと思つておりますが、では、今まで一体どうだったんだろうか、これも押さえておく必要がある、私はそう思つております。

特許庁は、平成九年四月に、二十一世紀を知的創造の時代と位置づけまして、知的創造サインの構築というものを提唱いたしました。これによりまして、平成十年、十一年の特許法等の改正によりまして、審査請求件数あるいは国際出願、さらに出願件数等は大幅に増加をいたしました。そこで、特許庁は、さらにそれを促進するため

に平成十年に、平成十二年を目途に、すべての出願について一次審査期間を平均十二ヶ月とする、かなりハーダルの高い自主目標をお掲げになりました。しかし、平成十二年現在、特許、旧実用新案では二十一ヶ月間かかるりますし、意匠では九ヶ月、商標では十一ヶ月、相変わらずまだまだ道は遠いわけでございまして、特許については未処理件数が依然として増加傾向にある、このような状況でございます。

発明が複雑化し高度化する中で、審査期間の長期化問題というのは外国からも指摘を受けております。権利付与の早期実現というものは非常に大きな課題だと思っておりますが、この自主目標は事実上困難でございますが、最も大切なのは、いろいろな議論がございましたが、審査期間の短縮、これは知的財産権の大きな課題の一つと考えております。

大臣は、この自主目標達成ができない理由はどこにあるとお考えか、また、どう取り組んでいけば自主目標が達成できるとお考えなのか、御所見を賜りたいと思います。

○平沼国務大臣 お答えをさせていただきます。委員御指摘のように、平成十年、特許庁として、平成十二年を目標に一次審査期間を平均十二ヶ月にしよう、こういう目標を立てました。いろいろ努力をしてきたところでござりますけれども、近年、知的財産の重要性に対する認識の高まり、それが背景にございまして、さらには、創造的な技術開発でございますとか、その進展、これも加速されてまいりました。

そして、大変申しわけないことでございますけれども、私どもが当初予想した以上に、審査請求件数でござりますとか国際特許出願件数が非常に大きく増加をいたしました。さらに、技術の高度化、複雑化によりまして、それまで、例えば平成九年を例にとりますと、審査時間が二三百六十分にもなるというようなことが起こつてまいりました。こうした審査の負担の増大というのは非

常に大きなものでございまして、この傾向は我が国だけの傾向じゃございませんで、今申し上げたような背景で世界各国でもやはり同様のことが起つております。

さはさりながら、私どもとしても、いわゆる戦略会議を立ち上げて、これを国の重点としてやつてまいりますので、第一次目標は達成できませんでしだけれども、しかし、審査の的確性と迅速性、

そして一日も早い権利設定、これをしなければなりませんので、適正な審査官の確保と、それから先ほど来御議論が出ておりますけれども、いわゆる外部能力の活用、こういったことを組み合わせて私どもは目標を達成していくかなきやいけない、いろいろな議論がございましたが、審査期間の短縮、これは知的財産権の大変な課題の一つと考えております。

○河上委員 ぜひとも、国公立大学の方の進捗状況、ぜひ申し上げたいと思っております。

実は、二〇〇〇年十一月十六日、この問題等で画期的な判決が出ました。それは、東京地裁がオリンパス光学工業の訴訟につきまして判決を下しました。そこで、この問題等で

会社側が一方的に定めた規則に拘束される理由はないとした上で、特許法の趣旨からすれば、報奨金額などが発明の対価に満たなければ、発明者は不足額を要求できるという趣旨でございました。

昨今、青色発光ダイオードの訴訟等もござりますけれども、このオリンパスの訴訟は、会社側から発明した元社員に二十一万円の報奨金を支払ったわけでございました。受けた元社員は、正当な額ではないとして、二億円の支払いを求めて提訴した判決であるわけでございます。

このような実態を見ますと、発明意欲や研究意欲はなかなか起きないんだろうなどいう感想を持たれていますが、発明者が正当に評価されないのであれば、たな發明も特許も生まれません。これでは、知的人材である研究者が海外に流出してしまうということもうなずけるわけでございます。

だからといって、こうした企業ばかりではない。

例えば、制御機器メーカーのオムロンでは、九九年四月に、業績に貢献した特許を取得した社員に特許並びに実用新案が業績に貢献をしたと判定することを決めたそうでございますし、また、環境関連製品のメーカーでは、社員が考案いたしました

ことを決めたそうでございますし、また、環境関連製品のメーカーでは、社員が考案いたしました

企業の方は無償の通常実施権を有する。ただし、特許法三十五条第一項では、職務発明につきましては、原則として特許権等は従業者に帰属します。特許法三十五条第一項では、職務発明につきましては、原則として特許権等を従業者に帰属し、その場合、勤務規則などの定めによりまして、特許権等を企業に承継させる場合には、従業者には相当の対価を請求する権利がある、こういうふうになつてゐるわけでございます。

これらの規定につきましては、企業者それから従業者それぞれのバランスをいろいろ考慮してできている条文でございまして、いずれにしろ、当然、発明に対するインセンティブを高め、結果として我が国企業の産業競争力を高めるための規定ではございます。また、この相当の対価といふは、対等の立場にあるとは言ひがたい従業者と企業との間の関係を調整する側面も有しているわけでございます。

いずれにいたしましても、現在さまざまな御議論がござりますので、我が国企業におきます報奨金制度の整備状況でござりますとか、欧米における十分な実態把握、それから、現在、特に従業者の方たちの御意見というのが必ずしもはつきり

統計的に明らかになつておりますので、數千人規模のアンケートを私どもで実施させていただきまして、これらの結果を踏まえまして、御指摘の、望ましい職務発明制度のあり方について検討させていただければというふうに思つておりました。

○河上委員 長官は、三十五条の中身を御説明いたしました。まさに私はそれを指摘しているわけでございますが。

東京地裁の二〇〇〇年十一月の判決というのはその意味でも非常に重いわけございまして、全く裏腹の関係にあるわけございまして、個別的な事情等を勘案しながらといふことも十分理解するところでございますが、ぜひとも、さらに積極的な御検討をお願い申し上げたいと思っております。

それから、もう一つ特許につきまして、従来、特許については、出願から審査請求までの期間、七年間であつたものが平成十三年十月の改正で三年以内になりました。我が国は先願主義をとつてゐることから、この間とりあえず企業防衛的な観点から出願や審査請求をしていけるのが実態であるように考えます。大企業ほどその傾向が顕著であるといふことも聞いておるわけでございます。ちなみに、ヨーロッパは日本と同様の先願主義をとつておりますが、期間は二年間となつております。

このようないくつかの審査請求構造を是正するための方策について御見解をいただきたいと思ひます。

○及川政府参考人 御指摘のとおり、我が国の出願動向を見ますと、市場の規模あるいは研究開発の投資額から見ますと、確かに出願数、審査請求件数が多いのではないかと思ひます。その反面、残念ながら、特許になる率、それから外国に対する出願化の比率といふのは欧米に比べて低いといふ特徴を持っているかと存じます。こうした傾向というものが、企業におきます重複的な研究開発投資ですか、必ずしも効果が大きくなき特許出

願につながらなければよいがというふうに思つております。

こうした観点から、御審議いただいております特許法等の改正案におきまして、ぜひ今回、先行技術文献の開示制度の導入を行わせていただきたいと思つてゐるところでございまして、こういうのが排除され、強い特許として出願をしていただければというふうに思つてゐる次第でござります。

○河上委員 あと、つい先日出ました証券化の話についてお尋ねを申し上げようと思ひましたが、ただいま紙が入りまして、終了ということをございます。延長させてはいけませんのでこれで終わります。ありがとうございます。

○谷畠委員長 西川太一郎君。

○西川(太)委員 特許法等の一部を改正する法律案、弁理士法の一部を改正する法律案に関連して、三問お尋ねをしてみたいと思います。

我が国は競争力を強化し、現在の厳しい経済情勢から抜け出すということは大変重要であり、そのためには知的財産権をこれにするという政策は極めて重要であることは、与野党問わず、政府、議会を問はず、共通の認識であるといふのがあります。私は思ひます。知的財産という概念には、特許のほかにも、商標権、いわゆるブランドを保護する、それから意匠権、デザインを保護する、こういうものがあるわけであります。

特にブランドにつきましては、その価値といふものは経営戦略上極めて重要なことは言をまたないわけであります。ブランド志向という言葉があるように、ある種の信頼というものを意味するわけでございます。ところが、残念ながら我が国の企業のブランドといふものが世界的に余り評価をされていないといふ事実を私はまず指摘をして質問に入りたいと思うのであります。

実は、アメリカで発表されているアドマイアードカンパニーというんですかね、称賛をされる、褒められるというか、そういう期待を込めて見ら

れている企業、毎年世界で七つほどアメリカ以外

の企業が入つております。その中に日本のトヨタを筆頭に、ホンダ、ソニー、この三社が入つております。それについていに言うと、ネッスル中で、いわゆる玉石混交と言われます石の部分といふのが排除され、強い特許として出願をしていただければというふうに思つてゐる次第でござります。

○西川(太)委員 あと二問、個別的なことを伺つます。

今、このブランドといふものに私どもが重きを置くならば、もつともっと、いかにしてブランドの価値といふものを国策として高めていくか、企業の努力はもちろん一生懸命されているわけありますが、それをバックアップする、そういうブランドの保護をするいわゆる商標法のあり方が問われるわけであります。今回の特許法の改正とあわせて、商標法も、社会のIT化でありますとか

が二十位にとどまつてゐるにすぎないのであります。

企業は入つております。トヨタが十四位、ソニー

です。そのトップテンの中には残念ながら日本の二億人に、トヨタ、ホンダ、ソニーは知られています。なんだけれども、残念ながらそれ以外の企業は余り知られていないことは言えるわけあります。

○西川(太)委員 それから、アメリカのインター・ブランド社といふ会社が毎年発表しております魅力のあるブランド、世界のブランドランキングというのがあるん

です。そのトップテンの中には残念ながら日本の二億人に、トヨタ、ホンダ、ソニーは知られています。なんだけれども、残念ながらそれ以外の企業は余り知られていないことは言えるわけあります。

このため、今回の商標法の改正で、パソコンで稼働させるとパソコン画面上に商標が表示されるソフトウエアをインターネットを通じて販売いたします。延長させたままではいけませんのでこれで終わります。ありがとうございます。

○西川(太)委員 あと二問、個別的なことを伺つます。

今回の改正によりまして、ネットワーク上で事業環境を支える制度整備が促進されまして、今後爆発的に増大すると思われます電子商取引の健全な発達に寄与することを期待しているところでございます。

○西川(太)委員 あと二問、個別的なことを伺つて、最後に大臣に総括的な御意見を承る形で質問させていただきます。

知的財産権には、プロパテントという言葉で表されるように、単に特許だけではない、今申し上げましたブランドでありますとかデザインでありますとかノウハウでありますとか、そういうようなものが育てられ、保護されていくということ

が大事であるということは言うまでもありません。そうした知的財産権すべてを見通して、見渡して、そしてそれをより広い視野から保護育成していくという政策が必要だろう、こういうふうに思ひます。これが、これについての特許庁の姿勢を承りたいと思います。

○及川政府参考人 御指摘のとおりでございまし

持し、商品やサービスの需要者の利益を保護するということが目的でございます。したがいまして、現実世界のビジネスに用いられます商標と同様に、サバイースベース上において用いられます商標についても同等の保護を図らなければいかぬと

いうふうに思つてゐるわけでございます。

しかしながら、現在の商標法でございますと、条文の規定が、何らかの有体物に付して使用される商標を念頭に置いておりますので、ネットワークを利用した事業活動に必ずしも対応できないのではないかという懸念がございます。

このため、今回の商標法の改正で、パソコンで稼働させるとパソコン画面上に商標が表示されるソフトウエアをインターネットを通じて販売いたします。延長させたままではいけませんのでこれで終わります。ありがとうございます。

○西川(太)委員 あと二問、個別的なことを伺つます。

今回の改正によりまして、ネットワーク上で事業環境を支える制度整備が促進されまして、今後爆発的に増大すると思われます電子商取引の健全な発達に寄与することを期待しているところでございます。

○西川(太)委員 あと二問、個別的なことを伺つて、最後に大臣に総括的な御意見を承る形で質問させていただきます。

知的財産権には、プロパテントという言葉で表されるように、単に特許だけではない、今申し上げましたブランドでありますとかデザインでありますとかノウハウでありますとか、そういうようなものが育てられ、保護されていくということ

が大事であるということは言うまでもありません。そうした知的財産権すべてを見通して、見渡して、そしてそれをより広い視野から保護育成していくという政策が必要だろう、こういうふうに思ひます。これが、これについての特許庁の姿勢を承りたいと思います。

○及川政府参考人 御指摘のとおりでございまし

て、知的財産権、まさに最近、いわゆる工業所有権から知的財産権とか、そういう形での御議論が一般的になつてきましたわけでございます。

情報化社会になりまして、今、商標のところでもさまざまな情報が飛び交う中で、ソフトウエア自体も取引させられるというような時代になつてしまつました。こういう大変便利な時代でございますけれども、同時に、情報財でございますので、大変模倣されやすい時代でございます。

そういう観点から、挙げてその保護の強化を知的財産一般について図るという点では、著作権法の方も別途その手当てを既にされているところでございまして、今回、特許法、商標法等においてございまして、この知的財産権の保護を情報化時代において図ることを目的として改正をさせていただければと思つてはいる次第でございます。

○西川(太)委員 知的財産権はまさに財産として流通することが活用の前提になつてあるわけでございまして、これは極めて大事なことであります。そういう意味で、知的財産権の活用を活性化させ、知的財産市場といふものを仮に想定して、そういうものを拡大させるということは大事なことだらうというふうに思います。

特に中小企業にとって、契約に係る専門的知識を有する専門家のサポートというのは不可欠ですね。大きな組織を持つているわけじゃないし、知的な人材を多数用意しているわけでもありません。そういう意味では、社外における専門家である特許の、特に知的財産の専門家である弁理士の先生方の活躍というのも、またこういう先生方の大変重要なことだらうというふうに思うわけであります。

平成十二年の新たな弁理士法制度によって、弁理士の先生方が著作権も含めた知的財産にかかるよ

うに業務の大幅な拡大がされて、近ごろこれが施行された、こういうふうに聞いて喜んでおるわけあります。

知的財産流通の担い手、またはそれをサポートする専門家としての弁理士の方々の役割に対する期待、これが極めて大きいと思うのでございますけれども、この弁理士をこれからどういうふうに、この制度をしっかりと育していくかということは特許庁の大きな役割だらうというふうに思います。

物まねをする国とか言われて、にせものがあつて一時間があるから余計なことを言うんじゃないんですが、昔、上野のアメ横へ行くと、メード・イン・USAと書いてあって、買つてくるんですね。昔ですよ、昔。これはUSAと読むからいけないんだ、メード・イン・USAと読むんだ、こういううそみたいな話が実際あつたんですよ。

しかし今や、どこ行つても、しっかりとしたブランドのものが日本に入つて、同時に、日本は、日本のブランドを世界に売つていく、こういう時代になつて、これは非常に大事なことがあります。それは、そういう意味では、中小企業も育てて、特許というものの知的財産、ブランド、デザイン、そういうもので日本の経済をしっかりと支える、こういう人たちを保護する法律が今回改正されるわざであります。

○平沼(國務大臣) 今、西川先生が平成十一年の弁理士法の改正のことまで言及されて言われました。やはり弁理士の先生方が、御指摘のように特に中小企業、あるいはこれからの知的な経済社会をつくっていくために有力なサポート役として機能をしていただくことは非常に重要なことでありまして、今回の法改正も、その趣旨にのつて、さらにそれを一段進めよう、こういう形でやさせていただいたわけであります。そういう意味で、きょう、先生の御質疑の中、特許権だけではなくて、商標ですとかデザインですとかブ

ランド、そういうものは大切だというのはそのとおりであります。

私も、ペトナムに出張したときに、ホンダのオーナーが物すごく走っているので、これだけすご

く走っているなどじと見たら、間にGが入つて

おりまして、HONGDAというブランドがあり

て、これは日本の隣の大國から大量に入っ

て走っている。そういう意味では、ブランドというものも守るということ是非常に大切なことです。

ですから、そういう意味で、今回もいわゆる知的財産の戦略会議を立ち上げさせていただいて、日本が知的な財産というものを保護しながら日本の経済を活性化していく、そして守るべきそういう権利というものは守つていく、

そしてまた、諸外国に対してもそういうものの重要性を訴えていく、そういう形で、私どもは知的財産の戦略というものを御指摘のようにしつかりとしていかなきやいけない。それは、特許でございませんとか著作権以外にも、御指摘のような広範な範囲にわたつて我々は万全を期していかなければいけない、そこに二十一世紀の日本の経済発展のかぎがある、そういうふうに思つております。

○西川(太)委員 享保年間に、我が国の教育機関は、藩校から寺子屋に至るまで三千を超えたんですね。そして、ドーア先生の研究によると、そのころの識字率は、スコットランド、ブロイセンと並んで日本の識字率は高かつた、そういう知的な伝統を持っている我が国。もう米と石灰石と野菜ぐらいしか自力で供給できない。人間の知能、それが我が国の財産。これを、物まね天国から独創的なブランド、製品、特許、こういうものがしっかり守れる日本、これに生まれ変わつてきてもう何年もたつわけであります。

高橋是清さんが特許庁を起こしたその精神を

の法案に賛成をするつもりで質問をさせていただきました。

以上で質問を終ります。ありがとうございます。

○谷畠委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○谷畠委員長 これより両案に対する討論に入るのですが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、内閣提出、参議院送付、特許法等の一部を改正する法律案について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○谷畠委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○谷畠委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○谷畠委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、竹本直一君外六名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、社会民主党、市民連合、保守党及び宇田川芳雄君共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されました。

提出者から趣旨の説明を求めます。鈴木康友君。

○鈴木(康)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

まずは案文を朗読いたします。

特許法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、近年の特許等出願件数の急増及び国際出願の増加にかんがみ、先端技術分野における審査能力の一層の向上や先行技術調査に係る民間活力の積極的援用を含め、審査期間の更なる短縮を図り、特許権等の迅速かつ確実な権利付与に努めること。

二、人材の流動化と能力主義の導入が進むなか

で、職務発明に係る知的財産の適正な取扱いや、成果に見合った研究者の適正な待遇による我が国への「知恵」の集積の促進等について、所要の検討を行うこと。

三 近年の営業秘密の漏えいや不正使用、アジア地域における模倣品被害の拡大等にかんがみ、我が国における研究開発や知的創造活動の成果について、その適切かつ実効性のある保護のあり方、我が国産業の国際競争力強化に資する戦略的な活用のあり方等に係る必要な施策の検討に早急に取り組むこと。

以上であります。

附帯決議の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○谷畠委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○谷畠委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○谷畠委員長 起立多数。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○谷畠委員長 次に、内閣提出、参議院送付、弁理士法の一部を改正する法律案について採決いたしました。

本案に賛成の諸君の起立を求めてます。

[賛成者起立]

○谷畠委員長 よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○谷畠委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○谷畠委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○谷畠委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○谷畠委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○谷畠委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

提出者から趣旨の説明を求めます。鈴木康友君。

○鈴木(康)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一弁理士に対する訴訟代理権付与に伴う研修及び試験のあり方については、研修の修了基準や試験の細目等について、その実施状況にかんがみ不斷に見直しを行ふとともに、その実施について、弁理士の更なる地域偏在を助長することのないよう配慮すること。

二弁理士の先端技術分野に係るバックグラウンドを充実し、国際的な業務展開能力を涵養するため、弁理士の業務研修のあり方等、弁理士の専門性向上に係る必要な施策について検討を進め、弁理士の資質の向上を図ること。

三弁理士の知的財産関連訴訟への関与のあり方については、特定侵害訴訟における弁理士の単独出廷について、弁護士との共同出廷の原則を踏まえつつ、その柔軟な運用に配意がなされることを期待するとともに、利用者のニーズを十分に踏まえ、将来的に弁理士の専門的知見の訴訟審理へのより的確な反映がなされるよう、弁理士の単独受任と弁護士法との関係等を含めて、広範な論議を進めること。

四近年、知的財産権紛争が急速に国際化している状況にかんがみ、弁理士の訴訟代理権が国際的な整合性を確保できるよう更に検討を進めるとともに、国際的に通用する知的財産の関係等を育成に努めること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によって御理解いただけるものと存じますので、詳細な説明は省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)

○鈴木(康)委員 まだいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表してその趣旨を御説明申し上げます。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

○鈴木(康)委員 ただいま決議されました附帯決議案につきましては、その趣旨を尊重し、両附帯決議について平沼経済産業大臣から発言を認められておりますので、これを許します。平沼経済産業大臣。

○平沼国務大臣 ただいま決議されました兩法案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、両法律案の実施に努めてまいりたいと考えております。平沼経済産業大臣。

○谷畠委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました兩法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○谷畠委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

[報告書は附録に掲載]

○谷畠委員長 次に、内閣提出、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。片山総務大臣。

私は独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

[本号末尾に掲載]

部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、いわゆる独占禁止法については、平成九年の一部改正法の附則第五条において、政府は、法施行後五年経過後に、事業支配力の過度集中を防止する観点から、設立等が禁止株会社の範囲、大規模会社の株式保有総額の制限の対象となる株式の範囲等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとされています。

また、政府は、昨年三月末に閣議決定した規制改革推進三年計画において、現行の持株会社規制、大規模会社の株式保有総額制限等について検討し、平成十三年度中に結論を得て、平成十四年度中に所要の措置を講ずることとしております。

今回、これらの閣議決定等を踏まえ、会社の株式保有の制限に関する規定の改正を行なべく、また、これにあわせて書類の送達規定等についての規定の整備及び法人等に対する罰金の上限額の引き上げを行うため、ここにこの法律案を提出いたします。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、大規模会社の株式保有総額の制限に関する規定を廃止することとしております。

第二に、現行の持株会社規制を、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等を禁止する規制に改めることとしております。

第三に、金融会社による他の国内の会社の議決権保有制限の対象範囲を縮減することとしております。

第四に、書類の送達について、外国における送達規定である民事訴訟法第百八条の規定を新たに準用する等、書類の送達規定等についての規定の整備を行うこととしております。

第五に、私的独占 不当な取引制限等の違反について、法人等に対する罰金の上限額を五億円に

八号) 第五十四条の十五第一項第三号

五 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十六条の二の四第一項

六 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百一十七号）第五十八条の三第一項第三号

七 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十一項

八 保険業法（平成七年法律第百五号）第一条第十六項

九 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律（平成九年法律第百二十一号）第十二条第一項

十 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十二条第一項第七号

（水産業協同組合法の一部改正）
第九条 水産業協同組合法の一部を次のように改正する。

第八十七条の三第一項第六号中「第九条第三項」を「第九条第五項第一号」に改める。
第九十五条の四中「第六十九条」の下に「から第六十九条の三まで」を加える。

（中小企業等協同組合法の一部改正）
第十条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。
第一百八条中「第六十九条」の下に「から第六十九条の三まで」を加える。

（会社更生法の一部改正）

第十二条 会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二百六十五条中「定に」を「定めに」に改め、「第九条の二（大規模会社の株式保有の制限）及び」を削り、「金融会社の株式保有」を「銀行又は保険会社の議決権保有」に改める。
(中小企業投資育成株式会社法の一部改正)

第十二条 中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第二百一号）の一部を次のように改正する。
第十三条を削り、第十四条中「わいろ」を「賄

略」に改め、同条を第十三条とし、第十五条第

一項中「わいろ」を「賄賂」に改め、同条を第十四条とし、第十六条から第十八条までを一条ずつ繰り上げる。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律の一項改正）

第十三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条を削る。

（中小企業庁設置法の一部改正）

第十四条 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第八項中「審判開始決定書」の下に「の謄本」を加え、「発送した」を「発した」に改める。

理由

最近における経済情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、大規模会社の株式保有総額の制限の廃止等を行うとともに、書類の送達規定等についての規定の整備を図り、併せて法人等に対する罰金の額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十四年四月二十六日印刷

平成十四年四月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F